

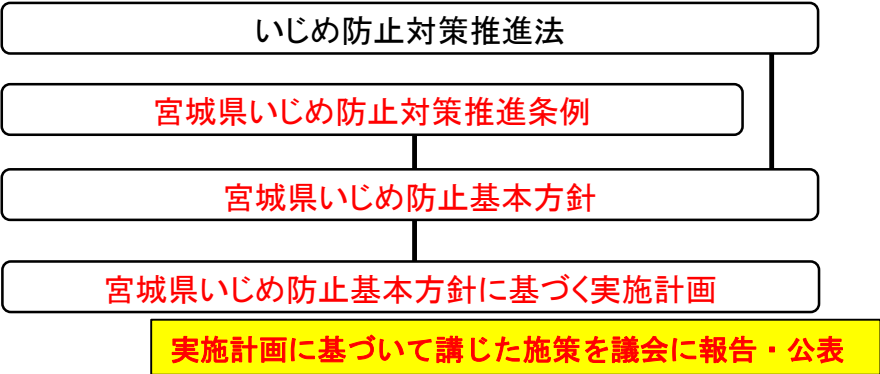
○ 実施計画の作成について

宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画は、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づく、宮城県いじめ防止対策推進条例第23条第7項の規定により、「宮城県いじめ防止基本方針」を実効性のあるものとするため策定することとされたものである。

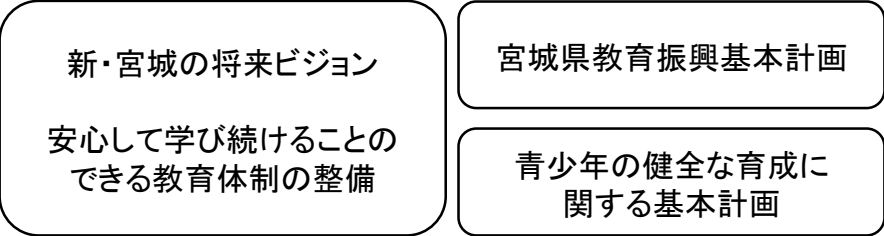
○ 議会への報告等について

知事及び県教育委員会は、宮城県いじめ防止対策推進条例第23条第9項の規定により、毎年度、実施計画に基づいて講じた施策を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

○ 計画の位置付け



<関連する計画>



○ 令和5年度に講じた施策

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置について

児童相談所、法務局、弁護士、医師等の職能団体や専門的知識・経験を有する第三者を委員とする「宮城県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、学校と地域の関係機関等とのいじめ問題の対応に係る連携を確保した。令和5年度第1回連絡協議会は11月に委員参集で開催し、第2回連絡協議会は書面開催とした。

(2) 県教育委員会の附属機関の設置について

基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等による、公平性、中立性を確保した附属機関である「宮城県いじめ防止対策調査委員会」を設置している。令和5年度は7月と12月に開催し、「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」についての協議及び令和4年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果報告や、いじめ重大事態の調査検証を行った。

(3) 主な施策

① いじめ防止対策の推進

イ:いじめ防止等のための対策を推進し、いじめの防止等に向けた環境づくりを行う。

- ・ 教育庁内に支援チーム等を設置し、いじめの防止等のための対策を推進するとともに、相談活動や各学校・施設の訪問等を通じ、いじめの防止等に向けた環境づくりを支援した。
- ・ いじめの未然防止の観点から、「絆づくり」「居場所づくり」を推進し、どの児童生徒にとっても「学校が楽しい」「学校に行きたい」と思えるような魅力ある学校づくり等を推進するとともに、いじめを認知した後の対応に係る相談体制やチーム体制の充実を図るための事業等を展開した。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーと連携し、相談・支援の充実に努めた。

ロ:いじめに関する相談体制の整備・相談窓口の周知を徹底する。

- ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣・配置のほか、「りんくるみやぎ」等での来所相談や電話相談、SNSを活用した相談等、相談体制を整備した。

ハ:児童生徒や保護者のいじめに関する理解やいじめ防止等のための対策に必要な体制を整備する。

- ・ スクールロイヤーによる児童生徒対象の「いじめ予防教室」や「いじめ防止動画コンクール」の実施、学校便り等でのいじめ防止等の取組の紹介等、いじめを生まない学校をつくっていくという意識の醸成を図った。

②いじめ防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実

イ:いじめの防止等に向けた環境づくりや対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上、生活指導に係る体制等の充実のための教職員を配置する。

- ・ 教職員の資質能力向上のため、総合教育センターの研修に加え、スクールカウンセラーやスクールロイヤーを講師とした校内研修を推奨するとともに、生徒指導に係る体制等の充実のために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心のケア支援員等を配置するほか、在学青少年育成員や心のサポートアドバイザーが学校を訪問し直接助言した。

ロ:心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保する。

- ・ すべての小・中学校、義務教育学校、高等学校及び希望する特別支援学校にスクールカウンセラーを配置・派遣するとともに、県内すべての市町村と希望する県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置した。

ハ:いじめへの対処に関し、助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者を確保する。

- ・ 東部教育事務所及び大河原教育事務所に設置した「児童生徒の心のサポート班」は、いじめをはじめとする様々な悩みに対応・支援した。心のサポートアドバイザーを配置し、必要に応じて学校への支援や助言を行った。

③SNS、ネット上のいじめ事案対処体制整備

- ・ スクールロイヤーによるいじめ予防教室を実施するほか、仙台市を除く小・中・高・特・私立学校の497校を対象にネットパトロールを実施し、インターネットでのいじめ被害の未然防止に努めた。

④学校間及び関係団体との連携協力体制整備

- ・ いじめ問題への対応については、警察との連携が必要なケースもあることから、学校警察連絡協議会をはじめとする各協議会や巡回指導を実施するほか、ネットモラル等に係る講座を警察等と連携して実施した。

⑤県立学校のいじめ防止の取組の点検・充実

- ・ 県立学校において、いじめ対策年間計画を策定し、アンケート調査や個人面談等により情報収集と共有に努めるとともに、地域と連携した事業を実施した。

(4) 県立学校の設置者として実施する施策

- ① 道徳教育と体験活動の充実
- ② いじめ防止の啓発
- ③ アンケート・面談の実施
- ④ 相談体制整備
- ⑤ 教職員研修
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめ防止の啓発
- ⑦ いじめに対する措置
- ⑧ 重大事態への対処
- ⑨ 学校評価・職員評価への助言
- ⑩ 学校運営改善の支援

(5) 私立学校に関する施策

- ・ 令和5年5月の宮城県私立中学校高等学校連合会校長部会において、各私立学校の校長等に対し、いじめ重大事態が発生した場合の対応や報告手順などについて指導を行った。

(6) その他

- ・ 県教委が主催するいじめに関する研修会や(独法)教職員支援機構が実施する研修会などの参加について各私立学校あて周知し、研修機会の提供を行った。

【いじめ防止基本方針に基づく実施計画の目標指標における進捗状況】

目標指標1「学校に行くのは楽しい」と思う児童生徒の割合（小・中）

宮城県学習意識等調査において、小学校では86.9%、中学校では86.2%と、小・中学校ともに前年度（小：81.2% 中：81.7%）を上回る結果となった。今後も各校における児童生徒の目線に立った取組について、より一層の推進を図る。

目標指標2「子どもたちと遊んだり、話したりするふれあいの時間を作っていた」の設問で「十分できた」「ある程度できた」と答える学校の割合（小・中）

宮城県長期欠席状況調査において、肯定的に回答した小学校は、94.9%、中学校は93.7%とどちらも目標値（小：98.0% 中：97.8%）には達しなかったものの、前年度よりは増加した。今後も様々な場面で児童生徒の様子をきめ細かに見取り、支えていく体制の充実を図る。

目標指標3 特別活動における「いじめの未然防止等に係る取組」の実施状況の割合（高）

県立高等学校の令和4年度の実施状況は、73.1%と目標値（80.0%）には達しなかったものの、前年度よりは増加した。生徒指導主事連絡協議会等において、特別活動の充実について促すとともに、高校生マナーアップフォーラムを開催するなどいじめの未然防止に向けた取組を推進していく。

目標指標4「学校は、いじめ未然防止及び早期発見、早期対応に努め、安心して生活できる教育環境づくりに取り組んでいる。」と答える保護者の割合（特）

各学校が実施した学校評価において、「よく取り組んでいる」「取り組んでいる」と答えた保護者の割合は91.0%と目標値（85.0%）を上回った。今後もいじめの未然防止等を図り、児童生徒が安心して生活できる環境づくりを推進していくようにする。

宮城県いじめ防止基本方針に基づく 実 施 計 画

令和３年４月

（令和５年４月一部改正）

宮城県・宮城県教育委員会

目 次

1	計画の作成に当たって	1
	(1) 条例に基づく実施計画	1
	(2) 「新・宮城の将来ビジョン」との整合	1
	(3) 宮城県の策定するその他の計画との関係	1
	(4) 計画の期間	2
	(5) 計画の位置づけ	2
2	県が実施する施策について	2
	(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置	2
	(2) 県教育委員会の附属機関の設置	3
	(3) 主な施策	3
	①いじめ防止対策の推進	
	②いじめ防止等のための教職員の資質能力の向上，生徒指導体制の充実	
	③SNS，ネット上のいじめ事案対処体制整備	
	④学校間及び関係団体との連携協力体制整備	
	⑤県立学校のいじめ防止の取組の点検・充実	
	(4) 県立学校の設置者として実施する施策	6
	①道徳教育と体験活動の充実	
	②児童生徒・保護者・教職員へのいじめ防止の啓発	
	③アンケート・面談の実施	
	④相談体制整備	
	⑤教職員研修	
	⑥インターネットを通じて行われるいじめ防止の啓発	
	⑦いじめに対する措置	
	⑧重大事態への対処	
	⑨学校評価・職員評価への助言	
	⑩学校運営改善の支援	

(5) 私立学校に関する施策	9
①重大事態への対処	
②体制整備（附属機関による調査を含む）	
(6) その他	9
①国立・私立学校との連携確保	
②高等専門学校との連携確保	
3 進行管理等について	10
(別表)「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」事業一覧	11

1 計画の作成に当たって

(1) 条例に基づく実施計画

本実施計画は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の趣旨に基づく、宮城県いじめ防止対策推進条例（平成 30 年条例第 78 号、以下「条例」という。）第 23 条第 7 項の規定により、「宮城県いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を実効性のあるものとするため策定することとされたものである。

条例第 23 条第 7 項

知事及び県教育委員会は、法第 6 条に規定する地方公共団体の責務等に照らし合わせ、実効性のある県いじめ防止基本方針となるよう県いじめ防止基本方針に基づく実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

(2) 「新・宮城の将来ビジョン」との整合

県では県政運営の基本的な指針として、将来に宮城のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて県が優先的・重点的に取り組むべき施策をまとめた「新・宮城の将来ビジョン」を策定している。

本実施計画の策定及び実行に当たっては、この「新・宮城の将来ビジョン」との整合を図りながら、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策及び支援に関する総合的かつ実効性のある施策の推進を図っていく。

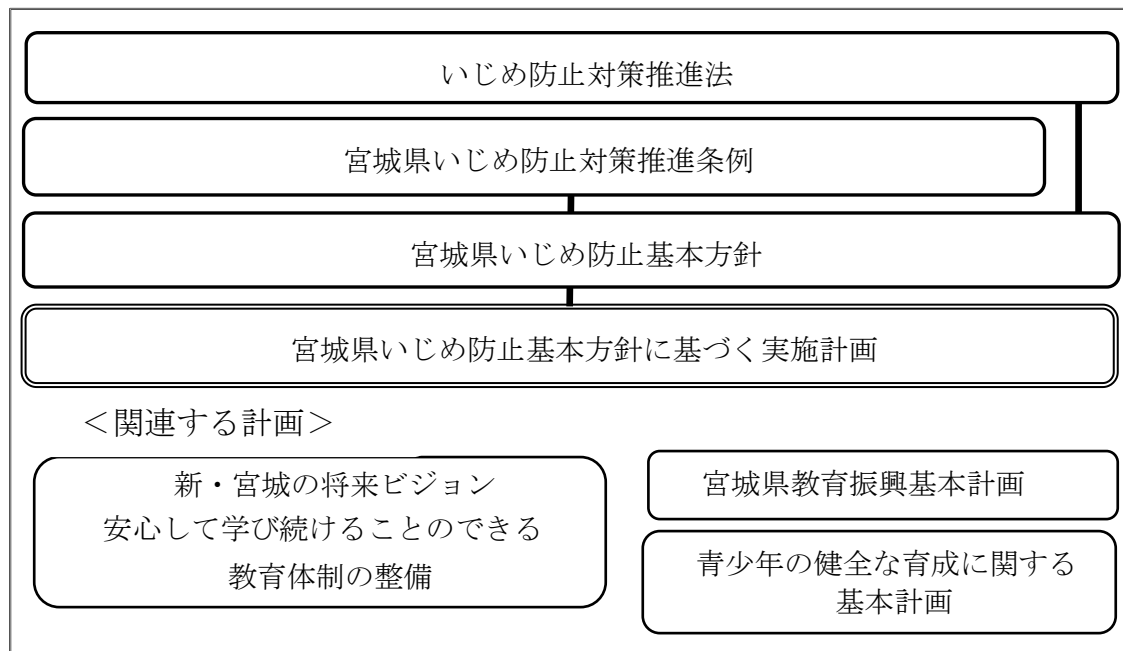
(3) 宮城県の策定するその他の計画との関係

いじめの防止等のためには、条例外の計画である「宮城県教育振興基本計画」や「青少年の健全な育成に関する基本計画」と結果を共有するなど、相互に連携を図りながら計画を推進していく。

(4) 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とする。社会情勢やいじめの発生状況等を勘案し、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行う。

(5) 計画の位置づけ



2 県が実施する施策について

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、県及び県教育委員会は、「宮城県いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

機関名	内 容
宮城県いじめ問題対策連絡協議会	○法第14条第1項の規定に基づき設置 ・平成26年4月1日設置 ・市町村教育行政、学校、保護者、関係行政機関、関係職域団体、県教育行政から、22の機関・団体等で構成する。 ・年1回開催する

(2) 県教育委員会の附属機関の設置

基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保した附属機関を設置する。

附属機関名	内 容
宮城県いじめ防止対策調査委員会	○法第14条第3項の規定に基づく附属機関 ・平成26年4月1日設置 ・教育、法律、心理、福祉、医師、人権、保健に関する有識者20名以内と、臨時委員10名以内で構成する。 ・特定案件を調査する特別部会を置く。 ・定例会を年2回と特別部会に対応した会を随時開催する。

(3) 主な施策

① いじめ防止対策の推進

イ いじめの防止等のための対策を推進し、いじめの防止等に向けた環境づくりを行う。

- 魅力ある・行きたくなる学校づくり推進事業
- 児童生徒支援体制充実事業
- 高等学校生徒支援体制充実事業
 - ・学校生活適応支援員の学校配置
 - ・心のサポートアドバイザーの設置
 - ・スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の配置
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業
 - ・スクールロイヤー（以下「SL」）の配置
- 教育相談充実事業
- 高等学校スクールカウンセラー活用事業
 - ・スクールカウンセラー（以下「SC」）の配置派遣
 - ・SSWの配置
 - ・スーパーバイザー（以下「SV」）の設置

ロ いじめに関する通報及び相談体制の整備・相談窓口の周知徹底をする。

- ネット被害未然防止対策事業
 - ・ネットパトロールの実施
- 総合教育相談事業
 - ・24 時間子供 S O S ダイアル
 - ・子どもの相談ダイアル
 - ・ S N S 相談
- 各学校における教育相談窓口（教育相談担当 等）の配置

ハ 児童生徒や保護者のいじめに関する理解やいじめ防止等のための対策に必要な体制を整備する。

- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
 - ・ S L の配置
- 児童生徒指導支援等の普及啓発
 - ・みやぎ小・中学生いじめ問題を考えるフォーラム
 - ・小・中学生いじめ防止動画コンクールの実施
- 「いじめ問題対策委員会」の設置
 - ・ S C や弁護士，医師等の外部専門家， P T A 代表等が参画
- 保護者面談や家庭訪問，学校通信等を活用した理解・啓発の実施

② いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上，生徒指導体制の充実

イ いじめの防止等に向けた環境づくりや対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう，教職員の資質能力の向上，生活指導に係る体制等の充実のための教職員を配置する。

- S C 等を講師とした校内研修実施
- ネット被害防止のための教員向けの研修会実施
- 児童生徒支援体制充実事業（再掲）
- 高等学校生徒支援体制充実事業（再掲）
 - ・学校生活適応支援員の学校配置
 - ・心のサポートアドバイザーの設置
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
 - ・ S L の配置

ロ 心理，福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保する。

- 教育相談充実事業（再掲）
 - ・ＳＣの配置・派遣，ＳＶの配置
- 高等学校スクールカウンセラー活用事業（再掲）
 - ・ＳＣの配置，ＳＳＷの配置，ＳＶの配置
- 特別支援学校外部専門家活用事業
 - ・ＳＣの派遣

ハ いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者を確保する。

- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
 - ・ＳＬの配置
- 児童生徒支援体制充実事業（再掲）
- 高等学校生徒支援体制充実事業（再掲）
 - ・学校生活適応支援員の学校配置
 - ・心のサポートアドバイザーの設置

③ SNS、ネット上のいじめ事案対処体制整備

インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

- ネット被害未然防止対策事業（再掲）
 - ・ネットパトロールの実施
 対象：公立小・中・高校・特別支援学校及び希望する私立学校
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
 - ・ＳＬの配置

④ 学校間及び関係団体との連携協力体制整備

学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を整備する。また、いじめ事案に係る学校間の連携協力体制を整備する。

- ＰＴＡや地域の関係団体等との連携促進を図る取組の実践
- 学校警察連絡協議会等を通じた関係機関との連携協力体制の整備
- 複数の県立学校が関連する事案発生時の教育委員会を介した連携
- 管理職の連携及び生徒指導等担当者間の連携による情報共有

⑤ 県立学校のいじめ防止の取組の点検・充実

県立学校におけるいじめの防止等の取組を点検・充実する。

- いじめ防止に係る年間計画の策定，校内体制の見直しの促進

(4) 県立学校の設置者として実施する施策

① 道徳教育と体験活動の充実

全ての教育活動を通じ道徳教育及び体験活動等を充実する。

○公民科及び特別活動を核としながら，人権に対する意識の向上や自他の個性の尊重，よりよい人間関係の形成等に係る資質を育成

② 児童生徒・保護者・教職員へのいじめ防止の啓発

いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発，その他の必要な措置をする。

○いじめの防止に資する児童生徒の自主的な活動に対する支援

③ アンケート・面談の実施

県立学校に在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査，個人面談その他の必要な措置をする。

○いじめアンケートの定期的な実施と結果の共有・情報発信

④ 相談体制整備

S C・S S Wの配置，弁護士等の専門家の派遣，人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制を整備する。

○いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
・S Lの配置
○高等学校スクールカウンセラー活用事業（再掲）
・S Cの配置，S S Wの配置，S Vの配置

⑤ 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する研修の実施，その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力を向上する。

○いじめの防止等のための対策に関する研修の実施
・生徒指導コーディネート研修会
・生徒指導スキルアップ研修会
・いじめ対応研修会
○その他のいじめの防止等のための対策に関する，資質能力向上に必要な措置

- ・指定研修（初任者研修，中堅教員研修 等）
- ・職能研修（新任校長研修会，新任教頭研修会 等）
- 全ての教職員に対し，年に複数回いじめの問題に関する校内研修を実施
- ＳＣ等を講師とした校内研修を実施（再掲）
- ネット被害防止のための教員向けの研修会を開催（再掲）
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
- ・ＳＬの配置

⑥ インターネットを通じて行われるいじめ防止の啓発

児童生徒及び保護者がインターネット等を通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処することができるよう，啓発活動を実施する。

- いじめ対策等の普及啓発（再掲）
- ・小・中学生いじめ防止動画コンクールの実施
- ネットモラル等に係る講座を，警察や携帯電話会社等と連携して実施
- ＳＮＳ等の安全な利用についての講習（研修）を実施（再掲）

⑦ いじめに対する措置

イ 法第 23 条第 2 項の規定による報告を受けたときの必要な支援と措置をする。

- 学校の設置者として，県立学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査の実施。必要に応じ，「宮城県いじめ防止対策調査委員会」の活用

ロ いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項の規定に基づき出席停止を命ずる等，いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講ずるよう支援する。

- 法第 33 条の規定に基づき，市町村教育委員会に対し，必要な指導，助言又は援助の実施
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）
- ・ＳＬの配置

⑧ 重大事態への対処

基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29

年 3 月文部科学省) 等に基づいた対応を行う。

○学校の設置者又は学校による調査

- ・法第 28 条に規定された重大事態の発生の際，県教育委員会又は県立学校による調査を実施。必要に応じ，「宮城県いじめ防止対策調査委員会」に諮問し，調査を実施
- ・調査を実施した際，県教育委員会又は学校は，法第 28 条第 2 項の規定により，いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査結果を提供するとともに知事へ報告

○知事による再調査及び措置

- ・知事は，法第 30 条第 2 項の規定による再調査が必要と判断した場合，「いじめ調査結果検証等委員会」に諮問し，県教育委員会又は県立学校の調査結果について再調査を実施
- ・知事及び県教育委員会は，法第 30 条第 5 項の規定により，それぞれの権限と責任において，再調査の結果を踏まえた必要な措置を実施

⑨ 学校評価・職員評価への助言

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう各学校に対して必要な指導・助言をする。

○学校評価の共通の項目としていじめに係る観点の設定

○全体の評価状況の集約をする中で学校に現状を伝えとともに，必要な指導を実施

○学校評価に係る研修会の開催と学校評価の適切な実施

⑩ 学校運営改善の支援

イ いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備と学校運営の支援を行う。

○指導主事学校訪問における，いじめ問題への取組状況の確認及び児童生徒の障害特性や発達段階に応じた，いじめ問題対応への指導助言

○いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）

- ・ S L の配置

ロ いじめの問題など学校が抱える課題を地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

○コミュニティスクール推進事業

○地域と連携した高等学校魅力化事業

- ・ 学校運営協議会制度の導入

（５）私立学校に関する施策

① 重大事態への対処

いじめ重大事態に関し、法の規定に則り、学校法人又は私立学校に対し、必要な助言又は指導を行う。

② 体制整備（附属機関による調査を含む）

私学・公益法人課において、いじめ重大事態の調査結果の検証を担当し、必要に応じて再調査を行う。

- 再調査が必要と判断した場合は、附属機関に諮問し、学校法人又は学校の調査結果について、再調査を実施
 - ・法の規定に基づき、知事の権限と責任において、必要な措置の実施
- 再調査を行うため、外部委員で構成する「いじめ調査結果検証等委員会」を設置
 - ・平成 26 年設置（条例設置）
 - ・委員 6 人（任期 3 年）

（６）その他

① 国立・私立学校との連携確保

県教育委員会からの専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の連携を確保する。

- 要請に応じて、関係各課と連携しつつ、ＳＣの助言等、必要な情報提供や支援を実施

② 高等専門学校との連携確保

県教育委員会からの専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の連携を確保する。

- 要請に応じて、関係各課と連携しつつ、ＳＣの助言等、必要な情報提供や支援を実施

3 進行管理等について

進行管理については、施策の進捗状況等に関する評価や検証を行い、「宮城県いじめ防止対策調査委員会」及び「心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援チーム推進委員会」の意見を聴取し、いじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについて、定期的に確認を行い、必要に応じて県いじめ防止基本方針及び施策の見直しを図っていくものとする。

その上で、条例第23条第9項の規定により、毎年度、講じた施策を議会に報告するとともに、公表する。

【いじめ防止基本方針に基づく実施計画 指標】

目標指標	現況値	目標値	担当課
「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合	小 83.7% 中 78.4% (H29～R1 平均)	小 88.0% 中 82.0% (R 5 年度)	義務教育課
「子供たちと遊んだり、話したりするふれあいの時間を作っていた」の設問で、「十分できた」「ある程度できた」と答えた学校の割合（%）	小 92.0% 中 88.8% (R 2 年度)	小 98.0% 中 97.8% (R 5 年度)	義務教育課
特別活動における「いじめの未然防止等に係る取組」の実施状況の割合	高 71.4% (R 1 年度)	高 80.0% (R 5 年度)	高校教育課
「学校は、いじめ未然防止及び早期発見、早期対応に努め、安心して生活できる教育環境づくりに取り組んでいる。」と答える保護者の割合	特 84.1% 参考値 (R 3 年度)	特 85.0% (R 5 年度)	特別支援教育課

いじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた施策（令和5年度）

【いじめ防止対策推進条例第 23 条に基づく報告】

令和6年9月

宮城県・宮城県教育委員会

目 次

1 基本理念	1
2 令和5年度いじめ対策等児童生徒等支援に関する体制図	2
3 いじめ対策等児童生徒等支援に関する対応フロー	3
4 令和5年度に講じた施策	
「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」の主な施策と事業の関連	4
（１）いじめ問題対策連絡協議会の設置	6
（２）県教育委員会の附属機関の設置	6
（３）主な施策	6
①いじめ防止対策の推進	
②いじめ防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実	
③SNS、ネット上のいじめ事案対処体制整備	
④学校間及び関係団体との連携協力体制整備	
⑤県立学校のいじめ防止の取組の点検・充実	
（４）県立学校の設置者として実施する施策	26
①道徳教育と体験活動の充実	
②児童生徒・保護者・教職員へのいじめ防止の啓発	
③アンケート・面談の実施	
④相談体制整備	
⑤教職員研修	
⑥インターネットを通じて行われるいじめ防止の啓発	
⑦いじめに対する措置	
⑧重大事態への対処	
⑨学校評価・職員評価への助言	
⑩学校運営改善の支援	
（５）私立学校に関する施策	33
①重大事態への対処	
②体制整備（附属機関による調査を含む）	
（６）その他	33
①国立・私立学校との連携確保	
②高等専門学校との連携確保	
5 いじめ防止基本方針に基づく実施計画の目標指標における進捗状況	34

1 基本理念（宮城県いじめ防止対策推進条例第3条）

- 1 児童生徒をはじめ、学校及び学校の教職員、保護者、行政機関、県民並びに事業者等は、いかなる理由があってもいじめは許されるものではないという認識に立ち、相互に連携協力し、いじめ問題を克服することを目指し、県民一丸となって、いじめを生まない環境づくりに取り組まなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策及び支援は、児童生徒一人一人の人的関係から生じる心身の苦痛を見逃さず、また、当該苦痛を認識しながら放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす深刻な影響及びいじめが人間の尊厳に関わる問題であることについての理解を深めることを旨として行わなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策及び支援は、十分な原因の究明による再発の防止も含め、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識し、関係者が連携しながら迅速かつ適切に取り組まなければならない。

参考1 いじめの定義（宮城県いじめ防止対策推進条例第2条関係）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

参考2 議会への報告等（宮城県いじめ防止対策推進条例第23条関係）

知事及び県教育委員会は、毎年度、県いじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた施策を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

参考3 本県におけるいじめの認知件数等の推移

（1）いじめの認知件数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
令和4年度	12,318 （▼214）	2,058 （▲69）	229 （▲9）	39 （▼3）
令和3年度	12,532 （▲1,583）	1,989 （▲215）	220 （▲67）	42 （▲16）
令和2年度	10,949 （▼2,979）	1,774 （▼803）	153 （▼138）	26 （▼22）

（ ）内は前年度比

（2）いじめの解消率（小・中学校・高等学校・特別支援学校）

	宮城県	全国
令和4年度	77.5% （▼4.4）	77.1% （▼3.0）
令和3年度	81.9% （▲1.3）	80.1% （▲2.7）
令和2年度	80.6% （▼4.2）	77.4% （▼5.8）

（ ）内は前年度比

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
（文部科学省）

2 令和5年度 いじめ対策等児童生徒等支援に関する体制図

※ 本資料における校数及び配置人数は、令和5年4月1日現在

県教委

いじめ対策等児童生徒等支援チーム 〔支援チーム〕

副教育長

義務教育課長

心のサポート専門監(実務責任者)

いじめ対策等児童生徒等支援 プロジェクトチーム(PT)

- ・いじめ対策等に係る総合的企画・調整
- ・相談窓口の運営、現場訪問に係る総合調整
- ・市町村教委の支援、「子どもの心のケアハウス運営事業」等への支援
- ・「石巻市震災心の支援室」への対応
- ・取組事例の蓄積と情報発信等

児童生徒の心のサポート班 〔東部教育事務所内、大河原教育事務所内〕

- ・いじめ等に係る訪問相談及び来所相談
(震災による遺児・孤児への支援を含む)
- ・学校等への訪問指導
- ・関係機関との連携・調整、けやき教室、ケアハウスの運営支援
- ・取組事例の蓄積と情報発信等

指導主事・心のサポート専門員・県SC・県SSW

教育庁内関係課室・教育事務所・総合教育センター
・相談窓口 相談対応

義務教育課

心のサポート専門監

- ・特別支援教育課、高校教育課を兼務
- ・いじめ対策等児童生徒等支援に関する事務を掌理

心のサポートアドバイザー

- ・助言・支援業務等
- ・元教員
- ・会計年度任用職員
- ・義務教育課に2人配置

スクールソーシャルワーカー スーパーバイザー

- ・指導・助言・支援業務
- ・社会福祉士・精神保健福祉士
- ・非常勤
- ・義務教育課に2人配置

教育事務所

在学青少年育成員

- ・助言・支援業務
- ・元教員
- ・会計年度任用職員
- ・1～2人(計7人)配置

教育事務所専門カウンセラー

- ・相談業務、助言・支援業務等
- ・臨床心理士
- ・非常勤
- ・2～4人(計14人)配置

訪問指導員

- ・学校に登校していけない児童生徒への訪問指導
- ・元教員、相談活動経験者等
- ・非常勤
- ・計58人配置

高校教育課

心のサポートアドバイザー

- ・助言・支援業務等
- ・元教員・元警察官
- ・会計年度任用職員
- ・高校教育課に2人配置

スクールカウンセラー スーパーバイザー

- ・指導・助言・支援業務
- ・公認心理師等
- ・会計年度任用職員
- ・高校教育課に2人配置

スクールソーシャルワーカー スーパーバイザー

- ・指導・助言・支援業務
- ・社会福祉士・精神保健福祉士
- ・会計年度任用職員
- ・高校教育課に1人配置

県立学校

スクールカウンセラー

- ・心理相談業務等
- ・公認心理師等
- ・会計年度任用職員
- ・全校配置
(高校56人、支援学校15人)

スクールソーシャルワーカー

- ・福祉生活・自立支援業務等
- ・社会福祉士・精神保健福祉士等
- ・会計年度任用職員
- ・46校配置(27人)
- ・全県立高校に派遣

学校生活適応支援員

- ・校内巡視・相談活動・中途退学対応等
- ・元教員等
- ・会計年度任用職員
- ・34校配置(35人) ※全定分別

緊急学校支援員

- ・学校教育の復興支援等
- ・元教職員等
- ・会計年度任用職員
- ・2校配置(2人)

小・中・義務教育学校

スクールカウンセラー

- ・心理相談業務等
- ・公認心理師、臨床心理士等
- ・会計年度任用職員
- ・小学校：全市町村に配置
全校に派遣
- ・中学校：全校配置
(仙台市除く小・中学校、義務教育学校 計158人)

心のケア支援員

- ・校内巡視・相談活動等
- ・元教員等
- ・会計年度任用職員
- ・36校配置(36人)

緊急学校支援員

- ・学校教育の復興支援等
- ・元教職員等
- ・会計年度任用職員
- ・9校配置(9人)

安全担当主幹教諭

- ・総合的な学校安全、いじめ対策等、児童生徒等の支援に関する地域の学校の中心的役割を担う

いじめ対策等支援担当者

- ・校務分掌において全校に位置付け、学校内の情報を集約一元化し、コーディネートする

市町村教委

子どもの心のケアハウス運営支援事業

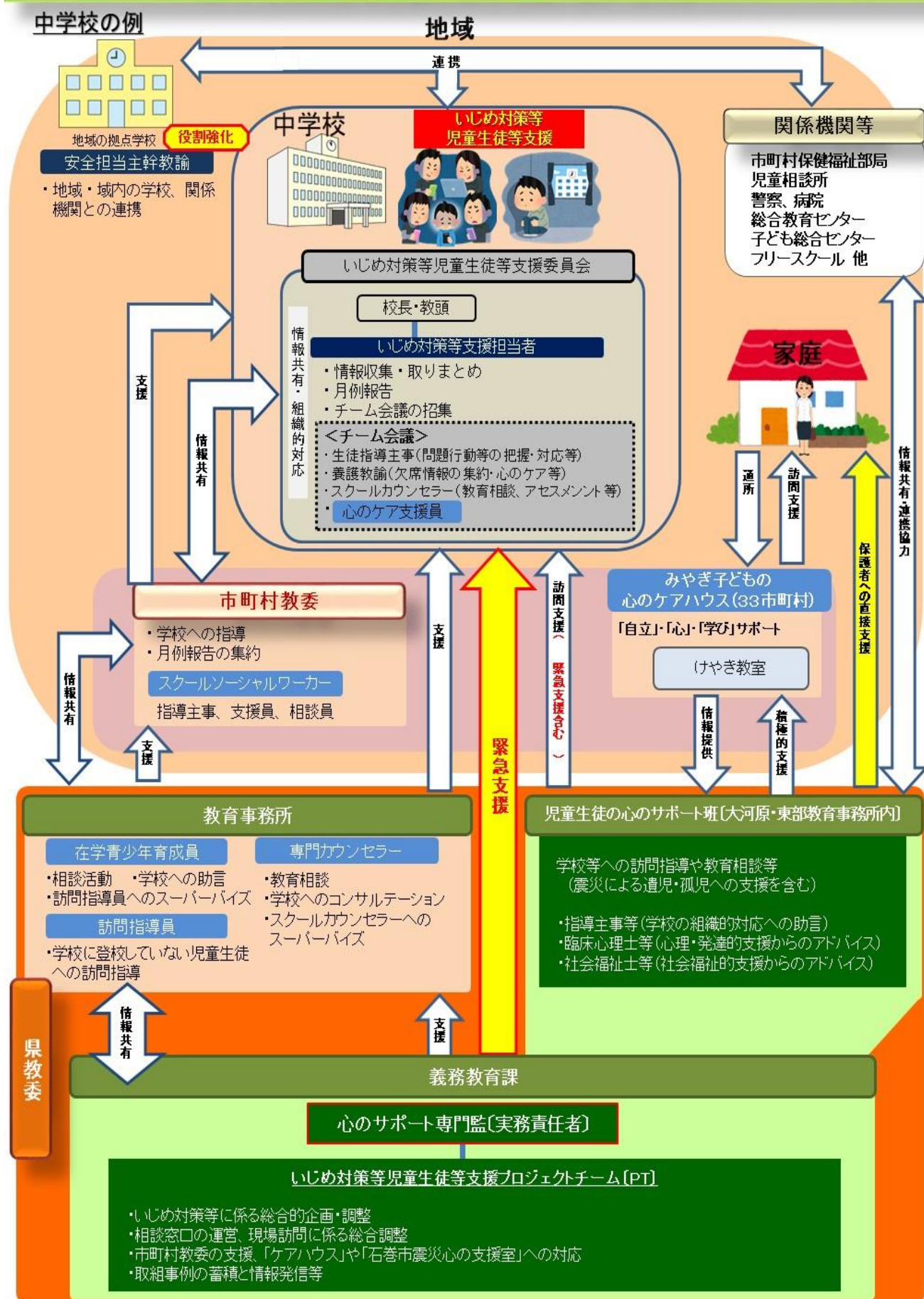
- ・市町村への運営費補助
- ・令和5年度実施(33市町村)
石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、七ヶ浜町、大河原町、美里町、南三陸町、多賀城市、登米市、利府町、松島町、女川町、富谷市、東松島市、角田市、柴田町、涌谷町、加美町、蔵王町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、名取市、岩沼市、大崎市、栗原市、村田町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町

スクールソーシャルワーカー

- ・福祉生活・自立支援業務等
- ・社会福祉士・精神保健福祉士等
- ・非常勤
- ・全市町村配置
(延べ67人)

市町村採用(県委託)

3 いじめ対策等児童生徒等支援に関する対応フロー



【主な施策】

① いじめ防止対策の推進

イ いじめの防止等のための対策を推進し、いじめの防止等に向けた環境づくりを行う。

ロ いじめに関する通報及び相談体制の整備・相談窓口の周知を徹底をする。

ハ 児童生徒や保護者のいじめに関する理解や、いじめ防止等のための対策に必要な体制を整備する。

② いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実

イ いじめの防止等に向けた環境づくりや対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上、生活指導に係る体制等の充実のための教職員を配置する。

ロ 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保する。

ハ いじめへの対処に関し助言を行うために、学校の求めに応じて派遣される者を確保する。

③ SNS、ネット上のいじめ事案対処体制整備

④ 学校間及び関係団体との連携協力体制整備

⑤ 県立学校のいじめ防止の取組の点検・充実

区分	事業名	事業概要(いじめ対策に係る事業)	①			②			③	④	⑤	担当課室
			イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ				
1	「いじめ対策等児童生徒等支援チーム」の設置 「いじめ対策等児童生徒等支援プロジェクトチーム」の設置	教育庁内に「いじめ対策等児童生徒等支援チーム」及びその事務を掌理する「いじめ対策等児童生徒等支援プロジェクトチーム」を設置し、いじめの防止等のための対策を推進するとともに、相談活動や各学校・施設の訪問等を通じ、いじめの防止等に向けた環境づくりを支援する。 児童生徒、保護者、各市町村教育委員会及び学校現場が抱える諸問題に適切に対応する。	●									義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
2	「魅力ある・行きたくなる学校づくり」推進事業	学校の取組を児童生徒の視点で見直し、児童生徒にとって「魅力のある・行きたくなる学校づくり」推進する。	●									義務教育課
3	宮城県いじめ問題対策連絡協議会	学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、県及び県教育委員会は、「宮城県いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	高校教育課
4	宮城県いじめ防止対策調査委員会	基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保した附属機関を設置する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	高校教育課
5	児童生徒支援体制充実事業	児童生徒自身が抱える問題や児童生徒を取り巻く震災等による環境（家庭、養育環境、友人関係等）の変化等、多様な要因により生じるいじめへの対策充実のために、スクールソーシャルワーカーや支援員等の配置・派遣、いじめ対策等児童生徒支援チームや東部教育事務所及び大河原教育事務所に設置した児童生徒の心のサポート班の運営により、児童生徒や家庭、学校へ多様な支援を行う。 ＜令和5年度の主な取組＞ ・相談活動や学校への助言を行う在学青少年育成員を各事務所に配置 ・スクールソーシャルワーカー活用事業（市町村委託）の実施 ・心のケア等対策推進校への心のケア支援員等の配置・派遣 ・心のサポートアドバイザーを配置、学校等への巡回支援 ・いじめ防止動画コンクールの実施 ・児童生徒の心のサポート班による学校等への直接支援及び市町村が設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」との連携推進、運営支援 ・スクールロイヤーを活用した生徒指導上の諸課題の対応	●			○	○				義務教育課	
6	高等学校生徒支援体制充実事業	いじめ対策等に対応するため、生徒指導、学習支援、進路支援等を行う心のケア支援員・心のサポートアドバイザーを配置するとともに、関係機関や外部の専門家等との連携・協力のネットワークを強化し、組織的・体系的な生徒指導を進め、早期発見・早期解決を図る。 ＜令和5年度の主な取組＞ ・いじめ防止対策推進法の施行に伴う連絡協議会、調査委員会の開催 ・学校生活適応支援員の配置（希望する県立高校） ・心のサポートアドバイザーの配置（県教育委員会） ・高等学校生徒指導連絡会議等の開催 ・ネットパトロール	●			○	○					高校教育課
7	いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業	義務教育課及び各教育事務所にスクールロイヤーを配置し、いじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援を行う。	●		○	○	○	○				義務教育課
8	教育相談充実事業	児童生徒が抱える課題の解決や心のケアを図るため、スクールカウンセラーの配置・派遣などを通して、一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに、学校生活の中で心の安定が図られるよう、相談・支援体制の一層の整備を図る。 ＜令和5年度の主な取組＞ ・県内中学校へのスクールカウンセラーの配置と小学校への派遣 ・学校や市町村教育委員会の要望に応じた県内外のスクールカウンセラーの配置・派遣 ・各教育事務所等への専門カウンセラーの配置 ・心のケアに係る研修会等の実施 ・心のケアに係る校内研修等に対する外部人材の活用支援	●				○					義務教育課
9	高等学校スクールカウンセラー活用事業	全県立高校にスクールカウンセラーを配置することにより、多様化・複雑化した生徒・保護者・教員の相談に対応するとともに、地域の関係機関や家庭と連携した指導の充実を図るため、学校の要望に応じ、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣する。また、スーパーバイザー等を活用した連絡会議を開催し、震災後の心のケアに関する教職員の資質向上に資するとともに、校内の教育相談体制の強化を図る。 ＜令和5年度の主な取組＞ ・スクールカウンセラーの配置（全県立高校） ・スクールソーシャルワーカーの配置（希望する県立高校） ・スーパーバイザーの配置 ・スクールカウンセラー連絡会議の開催 ・スクールソーシャルワーカー連絡会議の開催	●				○					高校教育課

区分	事業名	事業概要(いじめ対策に係る事業)	①			②			③	④	⑤	担当課室
			イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ				
10	ネット被害未然防止対策事業	SNS等の利用実態の検索及び監視により、児童生徒の問題行動等を未然に防止する。		●					○			高校教育課
11	総合教育相談事業	心の問題に関する高度な専門的知識・経験を有する精神科医や臨床心理士等が、いじめや非行、発達支援等について、面接又は電話等による教育相談を行う。また、特に震災による心の傷が癒えず様々な環境の変化に適応できない児童生徒に対応して心のケアを進めるよう、相談体制を強化する。 ＜令和5年度の主な取組＞ ・不登校・発達支援相談室の設置 ・24時間子供SOSダイヤルの設置 ・SNSを活用した相談の実施		●								高校教育課
12	各学校における教育相談窓口（教育相談担当等）の配置	各学校において、教育相談等を窓口として校務分掌に位置付け、いじめに関する相談体制の整備を図る。		●								義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
13	いじめ未然防止の普及啓発	いじめ防止につながる取組について、ビデオ動画作品を募集し、制作を通して児童生徒が主体的に魅力的な学校づくりに取り組もうとする意識の醸成を図る。また、優秀作品を広く周知することでいじめ防止を啓発する。			●							義務教育課
14	「いじめ問題対策委員会」の設置	各学校においてSCや弁護士、医師等の外部専門家、PTA代表等を委員として、いじめの防止等のための体制を整備する。			●							義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
15	保護者面談や家庭訪問、学校通信等を活用した理解・啓発の実施	いじめに関する相談体制を整備するとともに、児童生徒・保護者から活用されるよう周知する。			●							義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
16	スクールカウンセラー等を講師とした校内研修実施	いじめの防止等に向けた環境づくりや対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上を図る。				●						義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
17	ネット被害防止のための教員向けの研修会実施	SNS等によるいじめの防止等に向けた対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上を図る。				●						高校教育課
18	特別支援学校外部専門家活用事業	心のケアが必要な特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員の相談に対応する。ケースによっては外部機関と連携し、児童生徒や保護者が抱える心の悩みを解消する。	●				○					特別支援教育課
19	学校間連携協力体制整備	県立高校において、必要な事案が生じた場合、教育委員会が介在して円滑な連携をするとともに、管理職の連携及び生徒指導等担当者間の連携による情報共有を図る。 ・学警連等をとした連携協力体制の整備									●	高校教育課
20	県立学校の取組の点検	県立学校における、いじめ防止に係る年間計画の策定や校内体制の見直し、いじめアンケートの定期的な実施と結果の共有・情報発信等の取組の点検を行い、充実を図る。				●					○	高校教育課 特別支援教育課
21	道徳教育及び体験活動の充実	公民科及び特別活動を核としながら、人権に対する意識の向上や自他の個性の尊重、よりよい人間関係の形成等に係る資質を育成する。			●							高校教育課
22	県立学校における研修の充実	いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力を向上を図る。				●						高校教育課
23	総合教育センターによる研修	職能に応じた研修の中で、いじめに関する研修を実施するとともに、「いじめ対応研修会」にて専門的な研修を実施し、児童生徒に接する教員個々の資質能力の向上を図る。				●						総合教育センター
24	ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して実施	児童生徒及び保護者がインターネット等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、啓発活動を実施する。		●							○	高校教育課
25	県立学校及び市町村教育委員会への指導・助言	いじめ重大事態を含む県立学校及び市町村教育委員会が行ういじめ防止等の取組に対して適切な助言を行う。					●					義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
26	コミュニティ・スクール推進事業	「コミュニティ・スクール推進協議会」を主催し、各市町村の域内全ての学校において、学校運営協議会を核とした学校・家庭・地域の連携・協働体制の導入拡充を図る。									●	義務教育課
27	みやぎ高校生マナーアップ運動	マナーアップ・フォーラムのワークショップ等において、生徒同士が多様性について考える場を設定し、多様性を認め合う学校づくりのための啓発活動を実施する。			●							高校教育課
28	地域と連携した高等学校魅力化事業	学校運営協議会等による地域と学校の連携により、両者が協働してこれからの地域社会を担うための、児童生徒の資質能力の向上を図る。									● ○	高校教育課
29	地域と連携した特別支援学校魅力化支援事業	学校運営協議会を核とする地域と学校の連携により、児童生徒の自己実現と、将来の生活自立に向けた支援の充実を図る。									● ○	特別支援教育課

4 令和5年度に講じた施策

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置について

児童相談所、法務局、弁護士、医師等の職能団体や専門的知識・経験を有する第三者を委員とする「宮城県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、学校と地域の関係機関等とのいじめ問題の対応に係る連携を確保した。令和5年度第1回連絡協議会は11月に委員参集で開催し、第2回連絡協議会は書面開催とした。

(2) 県教育委員会の附属機関の設置について（宮城県いじめ防止対策調査委員会）

基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等による、公平性、中立性を確保した附属機関である「宮城県いじめ防止対策調査委員会」を設置している。令和5年度は7月と12月に開催し、「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」についての協議及び令和4年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果報告や、いじめ重大事態の調査検証を行った。

(3) 主な施策

① いじめ防止対策の推進

イ いじめの防止等のための対策を推進し、いじめの防止等に向けた環境づくりを行う。

基本方針に基づくいじめ防止等のための対策を推進するために、未然防止の観点から、「絆づくり」「居場所づくり」を推進し、どの児童生徒にとっても「学校が楽しい」「学校に行きたい」と思えるような魅力ある学校づくり等を推進している。加えて、学校がいじめを認知した後の対応に係る相談体制やチーム体制の充実を図るための事業等を展開した。

新型コロナウイルス感染症に係る陽性者等に関して、誹謗中傷等のいじめが起きないように、人権的な配慮を促す旨の周知を図った。

児童生徒が安心と希望を持って通うことができる魅力ある・行きたくなる学校づくりの実現に向け、学校を外から支える取組として、教育庁内にいじめ対策等児童生徒等支援チームを設置し、いじめの防止等に向けた環境づくりを支援した。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
「いじめ対策等児童生徒等支援チーム」の設置 「いじめ対策等児童生徒等支援プロジェクトチーム」の設置		教育庁内に「いじめ対策等児童生徒等支援チーム」及びその事務を掌理する「いじめ対策等児童生徒等支援プロジェクトチーム」を設置し、いじめの防止等のための対策を推進するとともに、相談活動や各学校・施設の訪問等を通じ、いじめの防止等に向けた環境づくりを支援した。 児童生徒、保護者、各市町村教育委員会及び学校現場が抱える諸問題に適切に対応した。 [義務教育課] [高校教育課] [特別支援教育課]

みやぎ「魅力ある・行きたくなる学校づくり」推進事業	883 [81]	魅力ある・行きたくなる学校づくり中学校区の指定 ・白石市教育委員会（拠点校東中学校、小原中学校）、気仙沼市教育委員会（拠点校松岩中学校）、美里町教育委員会（拠点校小牛田中学校、不動堂中学校、南郷中学校）、涌谷町教育委員会（拠点校涌谷中学校）において、いじめの未然防止を含めた楽しい学校づくりを推進した。 ・中学校（拠点校）におけるアンケート「学校が楽しい」の結果は次のとおりである。（令和４年度末→令和５年度末、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合） 白石市教育委員会 （90.0%→92.0%） 気仙沼市教育委員会 （78.0%→87.0%） 美里町教育委員会 （91.2%→93.1%） 涌谷町教育委員会 （93.0%→92.0%） [義務教育課]
児童生徒支援体制充実事業	心ＳＰ班 50,076 [51,120] 心のケア支援員 104,069 [100,650] 心のサポートアドバイザー 9,041 [8,885] ＳＳＷ 117,322 [104,582]	児童生徒の心のサポート班 ※以下「心のサポート班」 ・東部教育事務所及び大河原教育事務所に設置した、心理職、教育職、福祉職の専門３職種がチームとなって活動する「児童生徒の心のサポート班」は、いじめをはじめとする様々な悩みに対応・支援した。 ・訪問・来所・相談等の総活動件数は 3,705 件であった。 心のケア支援員の配置 ・心のケア支援員を小・中学校に 36 人配置し、児童生徒のいじめ、校内暴力等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を行った。 心のサポートアドバイザーの配置 ・心のサポートアドバイザーを義務教育課に 2 人配置し、心のケア、いじめ等に関する相談等に係る業務を補助し、必要に応じて学校への支援や助言を行った。 スクールソーシャルワーカーの配置 ・いじめ、児童虐待など児童生徒が抱える諸課題に福祉の面から対応するため、県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 2 人、委託事業として 34 市町村にのべ 67 人（実人数 52 人）を配置した。 ・スクールソーシャルワーカーが関わった児童生徒数は、のべ 3,020 人、相談件数は 8,121 件、解決及び好転した件数は 2,794 件であった。 [義務教育課]

高等学校生徒支援体制充実事業 ※1	96,788 [82,567]	いじめ防止対策調査委員会（令和5年7月、12月開催） 「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」についての協議及び「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果報告や、いじめ重大事態の調査検証を行った。 学校生活適応支援員の配置 ・学校生活適応支援員を希望する県立高等学校34校（全定別）に35人配置。 ・各校の課題に応じた業務を担った。校内外の巡回により、生徒の様子や状況等も把握し、問題行動の未然防止につなげたり、生徒の相談対応、教員との情報交換により、問題の早期解決につなげたりした。 心のサポートアドバイザーの配置 ・心のサポートアドバイザー2人を高校教育課に配置。 ・保護者・生徒・学校からの個別の相談に、豊富な経験等を生かして適切に処理し、早期解決につながるケースが多くなってきた。 高等学校生徒指導主事連絡協議会 1回（6月） （全公立高校、希望の私立高校の生徒指導主事104人参加） ・「いじめ問題に関する行政説明」 文部科学省から講師を招聘し、改訂された『生徒指導提要』についての解説を交えながら、生徒指導の基本的な考え方を踏まえたいじめ問題への対応についての研修会を開催した。 高等学校生徒指導主事研修会 1回（10月） （全公立高校、希望の私立高校の生徒指導主事90人参加） ・「法的根拠に基づくいじめ対応について」 弁護士を講師に招聘し、「いじめ」の法的位置付けや対応上の留意点についての研修会を開催した。 ネットパトロール 児童生徒によるインターネット上のコミュニティサイトの利用を通じてのトラブルやネットいじめなどを未然に防止するため、問題投稿を確認した場合は、リスクレベルに応じて学校への情報提供や警察と連携した対応により、事態の重大化を防いでいる。 ・仙台市を除く小・中・高・特・私の487校対象 ・監視サイト数：570,600 緊急対応：0件 ・問題投稿数：501件（要削除：0件） ・みやぎポリス・ドコモネット教室、みやぎポリス・KDDIスマホ・ケータイ教室の開催
--------------------------	----------------------------	--

		平成 30 年度より県警察本部生活安全部少年課が主管となり、ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して各校にて実施した。 R 4 実績：県立高校 76 校 (97.4%) で開催 [高校教育課]
いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業	2,651 [1,735]	<u>スクールロイヤーの配置</u> ・児童生徒の最善の利益を守るため、法律の専門家を活用し、法的側面から指導助言を行うことにより、学校等におけるいじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援に資することを目的に、県スーパーバイザー（義務教育課）1 人、5 教育事務所各 1 人、計 6 人のスクールロイヤーを配置した。 ・児童生徒対象のいじめ予防教室実施校：39 校 ・教員向け研修：13 件 ・教育事務所における教員向け研修：8 件 ・教育事務所定期相談実施数：のべ 31 件 ・ケース会議：22 件 [義務教育課]
教育相談充実事業 ※2	465,733 [415,897]	<u>スクールカウンセラーの配置・派遣</u> ・児童生徒が抱える課題の解決や心のケアを図るため、スクールカウンセラーの配置・派遣等などを通して、一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに、学校生活の中で心の安定が図られるよう、相談・支援体制の一層の整備を図った。 ・学校や市町村教育委員会の要請に応じて、県内全小・中学校、義務教育学校へのスクールカウンセラーの派遣を行った。 ・県内小学校 233 校（義務教育学校[前期] 4 校含む）のべ 5,987 日、29,840 時間の派遣。 ・県内中学校 129 校（義務教育学校[後期] 4 校含む）のべ 4,699 日、26,054 時間の派遣。 ・小学校で児童からの相談件数が 12,720 件でのべ 13,202 人、保護者からの相談件数が 4,869 件でのべ 4,976 人であった。また、中学校で生徒からの相談件数は 11,089 件で、のべ 11,372 人、保護者が 2,427 件でのべ 2,484 人であった。 ・大河原町、南三陸町、七ヶ浜町、加美町、東松島市、気仙沼市、白石市、角田市、蔵王町、塩竈市、名取市、岩沼市、亘理町、多賀城市、利府町、松島町、大郷町、大衡村、大崎市、涌谷町、美里町、色麻町、石巻市、女川町、登米市

		の25市町村においては、各校配置のスクールカウンセラーをみやぎ子どもの心のケアハウスへの派遣も可能とし、教育支援センター機能の拡充を図った。 各教育事務所等への専門カウンセラーの配置 ・5教育事務所に、のべ14人の専門カウンセラーを配置し、在学青少年育成員と連携しながら、児童生徒や保護者、教員へのカウンセリングの充実を図った。 ・各校に派遣されているスクールカウンセラーへのスーパーバイズに取り組んだ。 ・相談件数は、児童生徒からのべ577件、教員からのべ563件、保護者からのべ1,331件であった。 [義務教育課]
高等学校スクールカウンセラー活用事業 ※3	102,787 [97,713]	スクールカウンセラーの配置 課題を抱える生徒及び保護者等、一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに、安定した学校生活が送れるよう、相談・支援体制の一層の整備を図った。 ・スクールカウンセラー(56人)を全県立高校73校に配置。(相談件数8,391件、相談人数8,575人) ・スクールカウンセラースーパーバイザー2人配置 ・スクールカウンセラー連絡協議会:116人参加(スクールカウンセラースーパーバイザー2人、スクールカウンセラー40人、学校担当者76人) スクールソーシャルワーカーの配置・派遣 いじめ等の生徒を取り巻く課題及び当該生徒が置かれている環境に対し、地域の関係機関が連携して働きかけることが求められていることから、課題を抱える生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、非配置校においても支援が受けられる体制の整備を図った。 ・スクールソーシャルワーカー(27人)を希望する県立高校46校に配置。(相談件数1,745件、支援人数1,199人) ・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1人配置 ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会:70人参加(スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1人、スクールソーシャルワーカー26人、学校担当者44人) [高校教育課]
特別支援学校外部専門家活用事業	6,362 [5,672]	スクールカウンセラーの配置 15人のスクールカウンセラーを26校の県立特別支援学校に配置した。 (相談件数1,074件、相談人数1,023人) [特別支援教育課]

ロ いじめに関する相談体制の整備・相談窓口の周知を徹底する。

いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組として、スクールカウンセラーの全校配置、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣に加え、「りんくるみやぎ」等での来所相談や電話相談、SNSを活用した相談により、悩みを一人で抱え込まないよう相談体制を整備した。

教育相談機関周知のため、周知カードを県内小・中・高・特の全ての児童生徒、教職員へ配布した。(29万枚)

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
ネット被害未然防止対策事業	※1「高等学校生徒支援体制充実事業」の一部	ネットパトロール 児童生徒によるインターネット上のコミュニティサイトの利用を通じてのトラブルやネットいじめなどを未然に防止するため、問題投稿を確認した場合は、リスクレベルに応じて学校への情報提供や警察と連携した対応により、事態の重大化を防いでいる。 ・仙台市を除く小・中・高・特・私の487校対象 ・監視サイト数：570,600 緊急対応：0件 ・問題投稿数：501件（要削除：0件） ・みやぎポリス・ドコモネット教室、みやぎポリス・KDDIスマホ・ケータイ教室の開催 平成30年度より県警察本部生活安全部少年課が主管となり、ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して各校にて実施した。 R4実績：県立高校76校(97.4%)で開催 [高校教育課]
総合教育相談事業	36,527 [27,158]	生徒の抱える問題の多様化、保護者の心のケアなどに対応するため、下記の相談体制により、相談者が抱える悩みに幅広く応じた。 子供の相談ダイヤル ・専門の相談員による電話相談を実施することで、相談者が抱える問題に対応した。(803件) 24時間子供SOS相談ダイヤル ・24時間子供SOS相談ダイヤル(0120-0-78310)により、相談対応を行った。(相談者別件数 1,257件) SNSを活用した相談の実施 ・電話以外の相談方法を活用して、児童生徒が気軽に相談できるようにするため、SNS(LINE)を活用した相談業務を実施した。(相談件数 458件)

		教育相談周知カードの配付 ・県内小・中・高・特の全ての児童生徒、教職員へ配布（29万枚）し、教育相談機関の周知を図った。 [高校教育課]
各学校における教育相談窓口（教育相談担当等）の配置	—	学校における教育相談窓口の充実 ・県内全ての公立小・中学校・高等学校・特別支援学校に、いじめ問題への対応に主として当たる教員を配置し、各校に派遣されているスクールカウンセラーとの連絡調整や、教育相談コーディネーターの役目を担うなど、教育相談の充実を図った。また、県立特別支援学校では、教育相談の担当として、特別支援教育コーディネーターを位置付けている学校が多く、いじめ等の問題行動の対応は生徒指導部が主となり対応に当たった。 [義務教育課・高校教育課・特別支援教育課]
ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して実施	—	みやぎポリス・ドコモネット教室、みやぎポリス・KDDI スマホ・ケータイ教室の開催 ・平成 30 年度より県警察本部生活安全部少年課が主管となり、ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して各校にて実施した。 R 4 実績：県立高校 76 校(97.4%)で開催 [高校教育課]

ハ 児童生徒や保護者のいじめに関する理解やいじめ防止等のための対策に必要な体制を整備する。

スクールロイヤーによる児童生徒対象の「いじめ予防教室」を実施し、未然防止を進めたり、「いじめ防止動画コンクール」を実施し、作品をスポーツ施設で放映するとともに DVD にして各学校に配付し、いじめを生まない学校をつくっていかうとする意識の醸成を図ったりするなどの事業を実施した。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）	—	スクールロイヤーの配置 ・児童生徒の最善の利益を守るため、法律の専門家を活用し、法的側面から指導助言を行うことにより、学校等におけるいじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援に資することを目的に、県スーパーバイザー（義務教育課）1人、5教育事務所各1人、計6人のスクールロイヤーを配置した。 ・児童生徒対象のいじめ予防教室実施校：39校 ・教員向け研修：13件

		・教育事務所における教員向け研修：8 件 ・教育事務所定期相談実施数：のべ 31 件 ・ケース会議：22 件 [義務教育課]
いじめ未然防止の普及啓発	576 [489]	いじめ防止動画コンクールの実施 ・県内公立小・中学校（仙台市を含む）及び私立小・中学校に募集要項を周知し、77 作品の応募があった。 ・令和 3 年度から名称を「いじめゼロ CM コンクール」から「いじめ防止動画コンクール」に変更し、未然防止を意識させる取組に変更した。 ・応募作品から、最優秀作品 1 点、優秀作品 2 点を選考し、制作団体を表彰した。 ・最優秀作品及び優秀作品の 3 点について、楽天命パーク宮城でのコマーシャルタイム放映を 2 回、県内民放テレビ局でのコマーシャルタイム放映を 10 回、人権サポーター宣言イベントにおけるユアテックスタジアム仙台での放映を行い、啓発を図った。 ・応募作品を DVD に収録し、県内公立小・中学校及び市町村教育委員会、県立中学校、応募があった仙台市立学校及び仙台市教育局に配布し、啓発を図った。 みやぎ小・中学生いじめ問題を考えるフォーラムの実施 ・宮城県庁講堂で開催し、小・中学生同士が自校での取組を発表し合うとともに、より効果的な取組について話し合い、生徒が主体となって取り組むいじめ防止メッセージを発信した。 [義務教育課]
「いじめ問題対策委員会」の設置	—	いじめ問題対策委員会の実施 ・学校いじめ防止基本方針を策定し、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者等により構成される「いじめの防止等のための組織」を置き、いじめの防止に関する措置を実効的に行った。 ・PTA やコミュニティ・スクールなどを通して、学校と地域、家庭が組織的に連携する体制を構築している。 ・全ての県立高等学校で学校いじめ問題対策委員会の設置要項を定めており、その内 93.7% が構成員に外部専門家等を入れた。 [高校教育課] ・全ての県立特別支援学校で、いじめ問題対策委員会を設置した。当該校の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者や、PTA 会長等により構成した。 [特別支援教育課]

保護者面談や家庭訪問、学校通信等を活用した理解・啓発の実施 総合教育相談事業（再掲）	36, 527 [27, 158]	生徒の抱える問題の多様化、保護者の心のケアなどに対応するため、下記の相談体制により、相談者が抱える悩みに幅広く応じた。 子どもの相談ダイヤル ・専門の相談員による電話相談を実施することで、相談者が抱える問題に対応した。（803 件） 24 時間子供 S O S 相談ダイヤル ・24 時間子供 S O S 相談ダイヤル（0120-0-78310）により、相談対応を行った。（相談者別件数 1, 257 件） S N S を活用した相談の実施 ・電話以外の相談方法を活用して、児童生徒が気軽に相談できるようにするため、S N S（L I N E）を活用した相談業務を実施した。（相談件数 458 件） 教育相談周知カードの配付 ・県内小・中・高・特の全ての児童生徒、教職員へ配布（29 万枚）し、教育相談機関の周知を図った。 [高校教育課] ・学校便り等でいじめ防止等の取組を紹介した。また、各県立特別支援学校において、年 2 ～ 3 回設定している保護者面談と併せて、家庭訪問や日々の連絡帳等で、児童生徒の学校や家庭での様子について情報を収集し、必要に応じて関係している保護者に提供した。 [特別支援教育課]
道徳教育及び体験活動の充実	—	道徳教育研修会の開催 1 回(10 月)オンライン 道徳教育推進教師に求められる役割及び教科指導における道徳教育について理解を深め、各校の道徳教育の充実に資するための研修を実施した。 ・テーマ：特別活動、生徒指導、教科指導等における道徳教育 ・対 象：県立高校 道徳教育推進教師 [高校教育課]

② いじめ防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実

イ いじめの防止等に向けた環境づくりや対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上、生活指導に係る体制等の充実のための教職員を配置する。

教職員の資質能力の向上を図るために、「総合教育センター」の各種研修に加えて、スクールカウンセラーやスクールロイヤー等を講師とした校内研修の開催を推奨するなどし、各校におけるいじめ問題に係る研修会の実施を促進した。また、生徒指導体制の充実に向けては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣のほか、心のケア支援員を配置したりするなど、支援に係る校内の人的体制の充実を図るとともに、配置した職員が効果的な支援を行うことができるよう、在学青少年育成員や心のサポートアドバイザーが学校を訪問し助言するなどした。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実 施 概 要 [担当課]
児童生徒支援体制 充実事業 (再掲)	—	児童生徒の心のサポート班 ※以下「心のサポート班」 ・東部教育事務所及び大河原教育事務所に設置した、心理職、教育職、福祉職の専門3職種がチームとなって活動する「児童生徒の心のサポート班」は、いじめをはじめとする様々な悩みに対応・支援した。 ・訪問・来所・相談等の総活動件数は3,705件であった。 心のケア支援員の配置 ・心のケア支援員を小・中学校に36人配置し、児童生徒のいじめ、校内暴力等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を行った。 心のサポートアドバイザーの配置 ・心のサポートアドバイザーを義務教育課に2人配置し、心のケア、いじめ等に関する相談等に係る業務を補助し、必要に応じて学校への支援や助言を行った。 スクールソーシャルワーカーの配置 ・いじめ、児童虐待など児童生徒が抱える諸課題に福祉の面から対応するため、県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2人、委託事業として34市町村にのべ67人(実人数52人)を配置した。 ・スクールソーシャルワーカー関わった児童生徒数は、のべ3,020人、相談件数は8,121件、解決及び好転した件数は2,794件であった。 [義務教育課]
高等学校生徒支援 体制充実事業 (再掲)	—	いじめ防止対策調査委員会 (令和5年7月、12月開催) 「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」についての協議及び「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果報告や、いじめ重大事態の調査検証を行った。

		学校生活適応支援員の配置 ・学校生活適応支援員を希望する県立高等学校 34 校（全定別）に 35 人配置。 ・各校の課題に応じた業務を担った。校内外の巡回により、生徒の様子や状況等も把握し、問題行動の未然防止につながったり、生徒の相談対応、教員との情報交換により、問題の早期解決につながったりした。 心のサポートアドバイザーの配置 ・心のサポートアドバイザー 2 人を高校教育課に配置。 ・保護者・生徒・学校からの個別の相談に、豊富な経験等を生かして適切に処理し、早期解決につながるケースが多くなってきた。 高等学校生徒指導主事連絡協議会 1 回（6 月） （全公立高校、希望の私立高校の生徒指導主事 104 人参加） ・「いじめ問題に関する行政説明」 文部科学省から講師を招聘し、改訂された『生徒指導提要』についての解説を交えながら、生徒指導の基本的な考え方を踏まえたいじめ問題への対応についての研修会を開催した。 高等学校生徒指導主事研修会 1 回（10 月） （全公立高校、希望の私立高校の生徒指導主事 90 人参加） ・「法的根拠に基づくいじめ対応について」 弁護士を講師に招聘し、「いじめ」の法的位置付けや対応上の留意点についての研修会を開催した。 ネットパトロール 児童生徒によるインターネット上のコミュニティサイトの利用を通じてのトラブルやネットいじめなどを未然に防止するため、問題投稿を確認した場合は、リスクレベルに応じて学校への情報提供や警察と連携した対応により、事態の重大化を防いでいる。 ・仙台市を除く小・中・高・特・私の 487 校対象 ・監視サイト数：570,600 緊急対応：0 件 ・問題投稿数：501 件（要削除：0 件） ・みやぎポリス・ドコモネット教室、みやぎポリス・KDDI スマホ・ケータイ教室の開催 平成 30 年度より県警察本部生活安全部少年課が主管となり、ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して各校にて実施した。 R 4 実績：県立高校 76 校（97.4%）で開催 [高校教育課]
--	--	--

いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）	—	スクールロイヤーの配置 ・児童生徒の最善の利益を守るため、法律の専門家を活用し、法的側面から指導助言を行うことにより、学校等におけるいじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援に資することを目的に、県スーパーバイザー（義務教育課）1人、5教育事務所各1人、計6人のスクールロイヤーを配置した。 ・児童生徒対象のいじめ予防教室実施校：39校 ・教員向け研修：13件 ・教育事務所における教員向け研修：8件 ・教育事務所定期相談実施数：のべ31件 ・ケース会議：22件 [義務教育課]
スクールカウンセラー等を講師とした校内研修実施	※2「教育相談充実事業」の一部 ※3「高等学校スクールカウンセラー活用事業」の一部	・各学校等でスクールカウンセラー等を活用した教職員への研修会を、のべ203件実施し、児童生徒理解を図った。内訳は、小学校で151件、中学校で52件であった。 [義務教育課] ・県立高等学校のうち、44.9%が教職員を対象とした、いじめに係る校内研修を実施した。 [高校教育課] ・県立特別支援学校26校の内6校は、スクールカウンセラー等の外部専門家を講師として、いじめに関する校内研修を実施し、各校の実態に応じて教職員の資質能力向上を図った。 [特別支援教育課]
ネット被害防止のための教員向けの研修会実施	※1「高等学校生徒支援体制充実事業」の一部	高等学校生徒指導主事連絡協議会 1回（6月） （全公立高校、希望の県立特別支援学校、私立高校の生徒指導主事104人参加） ・インターネット上のコミュニティサイトでのトラブルの実例、ネットパトロールにて検出されるリスクについての講義を行った。 [高校教育課]
県立学校の取組の点検	—	・県立高等学校のうち、93.6%がいじめ対策年間計画を策定した。 ・全県立高等学校78校がアンケート調査や個人面談の結果について情報収集と共有に努めた。 [高校教育課] ・いじめの認知を適切に行うように、担当課から働き掛けるとともに、状況に応じて学校の対応を確認した。また、保護者による学校評価において、いじめの早期発見・早期対応などについての項目を加え、指導体制の充実に努めた。 [特別支援教育課]

県立学校における 研修の充実	※1「高等学校 生徒支援体制充 実事業」の一部	いじめに係る研修会の実施 - 県立高等学校のうち、44.9%の学校が教職員を対象とした、いじめに係る校内研修を実施した。 [高校教育課] - 県立特別支援学校 26 校の内 6 校は、S C等の外部専門家を講師として、いじめに関する校内研修を実施し、各校の実態に応じて教職員の資質能力向上を図った。 [特別支援教育課]
総合教育センター による研修	研修センター研 修事業予算の一 部	「初任者研修」「中堅教諭等資質向上研修」等、教員の経験年数に応じた研修、「新任校長」「新任教頭」等、職能に応じた研修の中で、いじめに関する研修を実施するとともに、「いじめ対応研修会」にて専門的な研修を実施し、児童生徒に接する教員個々の資質能力の向上を図った。 [総合教育センター]

ロ 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保する。

県内全ての小・中・高等学校及び希望する特別支援学校にスクールカウンセラーを派遣するとともに、県内全ての市町村及び希望する県立高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめの防止を含む教育相談等に応じる体制を整備した。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実 施 概 要 [担当課]
教育相談充実事業 (再掲)	—	スクールカウンセラーの配置・派遣 - 児童生徒が抱える課題の解決や心のケアを図るため、スクールカウンセラーの配置・派遣等を通して、一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに、学校生活の中で心の安定が図られるよう、相談・支援体制の一層の整備を図った。 - 学校や市町村教育委員会の要請に応じて、県内全小・中学校、義務教育学校へのスクールカウンセラーの派遣を行った。 - 県内小学校 233 校（義務教育学校[前期] 4 校含む）のべ 5,987 日、29,840 時間の派遣。 - 県内中学校 129 校（義務教育学校[後期] 4 校含む）のべ 4,699 日、26,054 時間の派遣。 - 小学校で児童からの相談件数が 12,720 件でのべ 13,202 人、保護者からの相談件数が 4,869 件でのべ 4,976 人であった。また、中学校で生徒からの相談件数は 11,089 件で、のべ 11,372 人、保護者が 2,427 件でのべ 2,484 人であった。

		・大河原町、南三陸町、七ヶ浜町、加美町、東松島市、気仙沼市、白石市、角田市、蔵王町、塩竈市、名取市、岩沼市、亘理町、多賀城市、利府町、松島町、大郷町、大衡村、大崎市、涌谷町、美里町、色麻町、石巻市、女川町、登米市の25市町村においては、各校配置のスクールカウンセラーをみやぎ子どもの心のケアハウスへの派遣も可能とし、教育支援センター機能の拡充を図った。 各教育事務所等への専門カウンセラーの配置 ・5教育事務所に、のべ14人の専門カウンセラーを配置し、在学青少年育成員と連携しながら、児童生徒や保護者、教員へのカウンセリングの充実を図った。 ・各校に派遣されているスクールカウンセラーへのスーパーバイズに取り組んだ。 ・相談件数は、児童生徒からのべ577件、教員からのべ563件、保護者からのべ1,331件であった。 [義務教育課]
高等学校スクールカウンセラー活用事業（再掲）	—	スクールカウンセラーの配置 課題を抱える生徒及び保護者等、一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに、安定した学校生活が送れるよう、相談・支援体制の一層の整備を図った。 ・スクールカウンセラー(56人)を全県立高校73校に配置。(相談件数8,391件、相談人数8,575人) ・スクールカウンセラースーパーバイザー2人配置 ・スクールカウンセラー連絡協議会：116人参加（スクールカウンセラースーパーバイザー2人、スクールカウンセラー40人、学校担当者76人） スクールソーシャルワーカーの配置・派遣 いじめ等の生徒を取り巻く課題及び当該生徒が置かれている環境に対し、地域の関係機関が連携して働きかけることが求められていることから、課題を抱える生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、非配置校においても支援が受けられる体制の整備を図った。 ・スクールソーシャルワーカー(27人)を希望する県立高校46校に配置。(相談件数1,745件、支援人数1,199人) ・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1人配置 ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会：70人参加（スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1人、スクールソーシャルワーカー26人、学校担当者44人） [高校教育課]

特別支援学校外部 専門家活用事業 (再掲)	—	スクールカウンセラーの配置 15人のスクールカウンセラーを26校の県立特別支援学校に配置した。(相談件数1,074件、相談人数1,023人) [特別支援教育課]
-----------------------------	---	---

ハ いじめへの対処に関し、助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者を確保する。

いじめ問題の対応については、スクールロイヤーを各教育事務所に派遣し、定期相談会を開催するほか、学校の求めに応じてロイヤーがケース会議等に参加し、直接助言するなどして、学校の支援に当たった。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実 施 概 要 [担当課]
児童生徒支援体制 充実事業 (再掲)	—	児童生徒の心のサポート班 ※以下「心のサポート班」 ・東部教育事務所及び大河原教育事務所に設置した、心理職、教育職、福祉職の専門3職種がチームとなって活動する「児童生徒の心のサポート班」は、いじめをはじめとする様々な悩みに対応・支援した。 ・訪問・来所・相談等の総活動件数は3,705件であった。 心のケア支援員の配置 ・心のケア支援員を小・中学校に36人配置し、児童生徒のいじめ、校内暴力等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を行った。 心のサポートアドバイザーの配置 ・心のサポートアドバイザーを義務教育課に2人配置し、心のケア、いじめ等に関する相談等に係る業務を補助し、必要に応じて学校への支援や助言を行った。 スクールソーシャルワーカーの配置 ・いじめ、児童虐待など児童生徒が抱える諸課題に福祉の面から対応するため、県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2人、委託事業として34市町村にのべ67人(実人数52人)を配置した。 ・スクールソーシャルワーカー関わった児童生徒数は、のべ3,020人、相談件数は8,121件、解決及び好転した件数は2,794件であった。 [義務教育課]
高等学校生徒支援 体制充実事業 (再掲)	—	いじめ防止対策調査委員会 (令和5年7月、12月開催) 「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」についての協議及び「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果報告や、いじめ重大事態の調査検証を行った。

		学校生活適応支援員の配置 ・学校生活適応支援員を希望する県立高等学校 34 校（全定別）に 35 人配置。 ・各校の課題に応じた業務を担った。校内外の巡回により、生徒の様子や状況等も把握し、問題行動の未然防止につながったり、生徒の相談対応、教員との情報交換により、問題の早期解決につながったりした。 心のサポートアドバイザーの配置 ・心のサポートアドバイザー 2 人を高校教育課に配置。 ・保護者・生徒・学校からの個別の相談に、豊富な経験等を生かして適切に処理し、早期解決につながるケースが多くなってきた。 高等学校生徒指導主事連絡協議会 1 回（6 月） （全公立高校、希望の私立高校の生徒指導主事 104 人参加） ・「いじめ問題に関する行政説明」 文部科学省から講師を招聘し、改訂された『生徒指導提要』についての解説を交えながら、生徒指導の基本的な考え方を踏まえたいじめ問題への対応についての研修会を開催した。 高等学校生徒指導主事研修会 1 回（10 月） （全公立高校、希望の私立高校の生徒指導主事 90 人参加） ・「法的根拠に基づくいじめ対応について」 弁護士を講師に招聘し、「いじめ」の法的位置付けや対応上の留意点についての研修会を開催した。 ネットパトロール 児童生徒によるインターネット上のコミュニティサイトの利用を通じてのトラブルやネットいじめなどを未然に防止するため、問題投稿を確認した場合は、リスクレベルに応じて学校への情報提供や警察と連携した対応により、事態の重大化を防いでいる。 ・仙台市を除く小・中・高・特・私の 487 校対象 ・監視サイト数：570,600 緊急対応：0 件 ・問題投稿数：501 件（要削除：0 件） ・みやぎポリス・ドコモネット教室、みやぎポリス・KDDI スマホ・ケータイ教室の開催 平成 30 年度より県警察本部生活安全部少年課が主管となり、ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して各校にて実施した。 R 4 実績：県立高校 76 校（97.4%）で開催 [高校教育課]
--	--	--

いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業（再掲）	—	スクールロイヤーの配置 ・児童生徒の最善の利益を守るため、法律の専門家を活用し、法的側面から指導助言を行うことにより、学校等におけるいじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援に資することを目的に、県スーパーバイザー（義務教育課）1人、5教育事務所各1人、計6人のスクールロイヤーを配置。 ・児童生徒対象のいじめ予防教室実施校：39校 ・教員向け研修：13件 ・教育事務所における教員向け研修：8件 ・教育事務所定期相談実施数：のべ31件 ・ケース会議：22件 [義務教育課]
県立学校及び市町村教育委員会への指導・助言	—	・いじめの未然防止及び発生した際の適切な対応等に関する国からの通知を市町村教育委員会に周知し、所管の学校に対する指導の徹底を依頼した。 ・県が行っている事業及び相談・支援体制について様々な場面で周知を図り、いじめの未然防止や早期対応、対応が困難なケース等、状況に応じて積極的に活用するよう呼び掛けた。 ・いじめ防止及び対応等に関する研修会や連絡会議等に市町村教育委員会の担当者にも参加を呼び掛け、取組を共有するとともに情報交換を行い、課題に対する助言等を行った。 [義務教育課] ・校長会、副校長・教頭会等において、いじめの未然防止・早期発見・早期対応について、組織として対応するよう指示徹底した。 ・いじめ事案（重大事態及び重大事態が疑われる事案）が発生した際に、学校としての組織的な対応や円滑な対応がとれるよう「いじめ事案（重大事態及び重大事態が疑われる事案）への対応ガイドライン」（H28）の内容を見直し、「いじめ事案への対応マニュアル」を作成した。 ・事案発生時には、県教委から指導主事を派遣し、対応についての指導助言を行った。 [高校教育課] ・年度始めの県立特別支援学校校長会等において、いじめ防止や発生した際の基本的な対応等について担当から確認し、学校での取組に生かすよう働き掛けた。 [特別支援教育課]

③ SNS、ネット上のいじめ事案対処体制整備

ネットパトロールを実施し、インターネットによる被害の未然防止に努めた。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
いじめ防止等対策 のためのスクール ロイヤー活用事業 (再掲)	—	スクールロイヤーの配置 ・児童生徒の最善の利益を守るため、法律の専門家を活用し、法的側面から指導助言を行うことにより、学校等におけるいじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援に資することを目的に、県スーパーバイザー（義務教育課）1人、5教育事務所各1人、計6人のスクールロイヤーを配置した。 ・児童生徒対象のいじめ予防教室実施校：39校 ・教員向け研修：13件 ・教育事務所における教員向け研修：8件 ・教育事務所定期相談実施数：のべ31件 ・ケース会議：22件 [義務教育課]
ネット被害未然防 止対策事業(再掲)	※1「高等学校 生徒支援体制充 実事業」の一部	ネットパトロール 児童生徒によるインターネット上のコミュニティサイトの利用を通じてのトラブルやネットいじめなどを未然に防止するため、問題投稿を確認した場合は、リスクレベルに応じて学校への情報提供や警察と連携した対応により、事態の重大化を防いでいる。 ・仙台市を除く小・中・高・特・私の497校対象 ・監視サイト数：570,600 緊急対応：0件 ・問題投稿数：501件（要削除：0件） ・みやぎポリス・ドコモネット教室、みやぎポリス・KDDI スマホ・ケータイ教室の開催 平成30年度より県警察本部生活安全部少年課が主管となり、ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して各校にて実施した。 R4実績：県立高校76校(97.4%)で開催 [高校教育課]

④ 学校間及び関係団体との連携協力体制整備

いじめ問題への対応については、警察との連携が必要なケースもあることから、学校警察連絡協議会をはじめとする各協議会や巡回指導を実施するほか、ネットモラル等に係る講座を警察等と連携して実施した。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
学校間連携協力体制整備	—	<u>学校警察連絡協議会の実施</u> 各警察署管轄区域内の学校警察連絡協議会において、学校と警察が情報交換や巡回指導を行い、児童生徒の非行を防止し、児童生徒を犯罪等の被害から守ることにより、児童生徒の健全育成を図った。 ・学校警察連絡協議会連絡会議：2回(6月・11月) ・各警察署管内の連絡協議会：98回 ・各警察署管内の巡回指導：274回 [高校教育課]
ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して実施(再掲)	—	<u>みやぎポリス・ドコモネット教室、みやぎポリス・KDDIスマホ・ケータイ教室の開催</u> ・平成30年度より県警察本部生活安全部少年課が主管となり、ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して各校にて実施した。 R4実績：県立高校76校(97.4%)で開催 [高校教育課]
コミュニティ・スクール推進事業	300 [221]	<u>コミュニティ・スクール推進協議会の実施</u> ・令和5年7月に34市町村を対象に、コミュニティ・スクール推進協議会を開催し、CSマイスターの講話や、県内先進地区担当によるパネルディスカッションを行い、コミュニティ・スクールの制度やメリットについて研修を深めた。 ・令和6年2月の協議会は、CSマイスターの講話や県内先進地区の事例発表、各市町村担当による情報交換を行い、コミュニティ・スクールについての情報を共有した。 令和5年12月現在、8市9町136校(導入率38.2%)がコミュニティ・スクール導入済。 [義務教育課] ・高等学校はコミュニティ・スクールを2校で導入した。 (計5校、導入率6.8%) [高校教育課]

⑤ 県立学校のいじめ防止の取組の点検・充実

県立学校において、いじめ対策年間計画を策定し、アンケート調査や個人面談等により情報収集と共有に努めるとともに、地域と連携した事業を実施した。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実 施 概 要 [担当課]
県立学校の取組 の点検（再掲）	—	・ 県立高等学校のうち、93.6%がいじめ対策年間計画を策定している。 ・ 県立高等学校のうち、全ての学校がアンケート調査や個人面談の結果について情報収集と共有に努めた。 [高校教育課] ・ いじめの認知を適切に行うように、担当課から働き掛けるとともに、状況に応じて学校の対応を確認した。また、保護者による学校評価において、いじめの早期発見・早期対応などについての項目を加え、指導体制の充実に努めた。 [特別支援教育課]
地域と連携した 高等学校魅力化 事業	7,870 [7,344]	<u>地域とともにつくる魅力ある県立高等学校支援事業</u> ・ 地域パートナーシップ等による地域と学校の連携により、両者が協働して魅力ある学校づくりを推進するための支援を行った。 ・ 魅力ある学校づくり地域とともにつくる魅力ある県立学校支援事業指定校：33校 テーマA：地域に根ざした開かれた学校づくり(18校) テーマB：生徒が学びたくなる学校づくり(15校) [高校教育課]
地域と連携した 特別支援学校魅 力化支援事業	2,500 [996]	<u>地域とともにつくる魅力ある県立特別支援学校支援事業</u> ・ 学校運営協議会パイロット事業 学校運営協議会を核とする特別支援学校魅力化の推進・研究を実施。 (指定校4校) ・ 魅力ある学校づくり支援事業 学校と地域の連携・協働に向けた研修会を実施。 (指定校4校) [特別支援教育課]

(4) 県立学校の設置者として実施する施策

① 道徳教育と体験活動の充実

- ・学習指導要領において、高等学校において道徳教育推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）が新たに位置づけられたことから、道徳教育推進教師に求められる役割及び教科指導における道徳教育について理解を深め、各校の道徳教育の充実に資するための研修を実施した。
- ・「地域とともにつくる魅力ある県立高等学校支援事業」として、応募のあった学校から指定校を選び、地域と学校が連携した体験的・実践的な学びによる魅力ある学校づくりを支援した。
- ・特別支援学校では、各学校の児童生徒の実態に応じた教育課程を編成し、道徳の中で生活態度や公共性などについて、指導にあたっている。
- ・各校で実施している校外学習や職場実習などの体験活動は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものもあるが、感染対策を図りながら工夫して取り組んだ。

（単位：千円）

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
道徳教育と体験活動の充実（再掲）	—	<u>道徳教育研修会の開催</u> 1回(10月)オンライン 道徳教育推進教師に求められる役割及び教科指導における道徳教育について理解を深め、各校の道徳教育の充実に資するための研修を実施した。 ・テーマ：特別指導、生徒指導、教科指導等における道徳教育 ・対象：県立高校 道徳教育推進教師 [高校教育課]
地域と連携した高等学校魅力化事業（再掲）	7,870 [7,344]	<u>地域とともにつくる魅力ある県立高等学校支援事業</u> ・地域パートナーシップ等による地域と学校の連携により、両者が協働して魅力ある学校づくりを推進するための支援を行った。 ・魅力ある学校づくり地域とともにつくる魅力ある県立学校支援事業指定校：33校 テーマA：地域に根ざした開かれた学校づくり(18校) テーマB：生徒が学びたくなる学校づくり(15校) [高校教育課]

② 児童生徒・保護者・教職員へのいじめ防止の啓発

- ・教育相談機関周知のため、周知カードを県内小・中・高・特の全ての生徒、教職員へ配布した。
(29万枚)
- ・みやぎ高校生マナーアップ運動を全県で展開するとともに、マナーアップ・フォーラムのワークショップ等において、生徒同士がいじめについて考える場を設定し、いじめ防止のための啓発活動に努めた。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
各学校における教育相談窓口（教育相談担当等）の配置	—	教育相談担当者の設置 全ての県立高等学校において教育相談担当を配置し、各校における教育相談体制の充実を図った。 SC・SSW校担当者連絡会議・連絡協議会の開催 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー学校担当者連絡会議（4月）、連絡協議会（スクールカウンセラー9月、スクールソーシャルワーカー12月）を開催し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの役割やスムーズな連携について周知するとともに、情報交換を通じて、各校の課題等について共有し、自校の教育相談体制の充実につなげた。 [高校教育課]
保護者面談や家庭訪問、学校通信等を活用した理解・啓発の実施	(3)①ロ「総合教育相談事業」に含む	教育相談周知カードの配付 ・県内小・中・高・特の全ての児童生徒、教職員へ配布（29万枚）し、教育相談機関の周知を図った。 [高校教育課]
みやぎ高校生マナーアップ運動	840 [783]	マナーアップ・フォーラムの開催10月 ・マナーアップ・フォーラムのワークショップ等において、生徒同士が多様性について考える場を設定し、多様性を認め合う学校づくりのための啓発活動に努めた。（県公立高校72校、私立高校4校） [高校教育課]

③ アンケート・面談の実施

生徒・保護者共通アンケートの実施 ・高等学校においては、通信制を除く全ての学校において、自己評価資料としての生徒・保護者アンケートに「いじめの早期発見に取り組んでいる」という項目を設定し調査した。 ・令和5年度の調査結果として肯定的な回答をした生徒は、全体の82.3%で、前年度比で2.7ポイント増加した。肯定的な回答をした保護者は全体の75.3%で、前年度比3.4ポイント増加した。 ・特別支援学校においては、児童生徒の実態に応じたアンケートの実施や、保護者との面談を行い、いじめの早期発見に努めている。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
地域と連携した高等学校魅力化事業 (学校運営協議会パイロット校事業)	4,465 [1,692]	・学校評価を活用したカリキュラムマネジメント支援全ての県立高校を対象として、学校評議員会等の開催に係る支援を行った。 [高校教育課]

④ 相談体制整備

校内外の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー及び教育相談担当者の役割の周知と、スムーズな連携に向けた連絡会議や連絡協議会を実施した。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
高等学校スクールカウンセラー活用事業（再掲）	—	スクールカウンセラーの配置 課題を抱える生徒及び保護者等、一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに、安定した学校生活が送れるよう、相談・支援体制の一層の整備を図った。 ・スクールカウンセラー(56人)を全県立高校73校に配置。 (相談件数8,391件、相談人数8,575人) ・スクールカウンセラースーパーバイザー2人配置 ・スクールカウンセラー連絡協議会：116人参加（スクールカウンセラースーパーバイザー2人、スクールカウンセラー40人、学校担当者76人） スクールソーシャルワーカーの配置・派遣 いじめ等の生徒を取り巻く課題及び当該生徒が置かれている環境に対し、地域の関係機関が連携して働きかけることが求められていることから、課題を抱える生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、非配置校においても支援が受けられる体制の整備を図った。 ・スクールソーシャルワーカー(27人)を希望する県立高校46校に配置。(相談件数1,745件、支援人数1,199人) ・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1人配置 ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会：70人参加（スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1人、スクールソーシャルワーカー26人、学校担当者44人） [高校教育課]

特別支援学校外部専門家活用事業(再掲)	—	スクールカウンセラーの配置 15人のスクールカウンセラーを26校の県立特別支援学校に配置した。 (相談件数 1,074 件、相談人数 1,023 人) [特別支援教育課]
総合教育相談事業(再掲)	—	生徒の抱える問題の多様化、保護者の心のケアなどに対応するため、下記の相談体制により、相談者が抱える悩みに幅広く応じた。 子供の相談ダイヤル ・専門の相談員による電話相談を実施することで、相談者が抱える問題に対応した。(803 件) 24 時間子供 S O S 相談ダイヤル ・24 時間子供 S O S 相談ダイヤル (0120-0-78310) により、相談対応を行った。(相談者別件数 1,257 件) S N S を活用した相談の実施 ・電話以外の相談方法を活用して、児童生徒が気軽に相談できるようにするため、S N S (L I N E) を活用した相談業務を実施した。(相談件数 458 件) 教育相談周知カードの配付 ・県内小・中・高・特の全ての児童生徒、教職員へ配布 (29 万枚) し、教育相談機関の周知を図った。 [高校教育課]
各学校における教育相談窓口(教育相談担当等)の配置(再掲)	—	教育相談担当者の設置 ・全ての県立高等学校において教育相談担当を配置し、各校における教育相談体制の充実を図った。 S C ・ S S W 校担当者連絡会議・連絡協議会の開催 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー学校担当者連絡会議(4 月)、連絡協議会(スクールカウンセラー 9 月、スクールソーシャルワーカー 12 月)を開催し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの役割やスムーズな連携について周知するとともに、情報交換を通じて、各校の課題等について共有し、自校の教育相談体制の充実につなげた。 [高校教育課]

⑤ 教職員研修

県及び各校が主催して、いじめ・自死等への対応、ネット被害防止等に係る研修を実施した。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
スクールカウンセラー等を講師とした校内研修実施 (再掲)	※2「教育相談充 実事業」の一部 ※3「高等学校ス クールカウンセラ ー活用事業」の一 部	- 各学校等でスクールカウンセラー等を活用した教職員への研修会を、のべ203件実施し、児童生徒理解を図った。 内訳は、小学校で151件、中学校で52件であった。 [義務教育課] - 県立高等学校のうち、44.9%が教職員を対象とした、いじめに係る校内研修を実施した。 [高校教育課] - 県立特別支援学校26校の内6校は、スクールカウンセラー等の外部専門家を講師とした、いじめに関する校内研修を実施し、各校の実態に応じて教職員の資質能力向上を図った。 [特別支援教育課]
県立学校における 研修の充実 (再掲)	※1「高等学校生 徒支援体制充実事 業」の一部	<u>いじめに係る研修会の実施</u> - 県立高等学校のうち、44.9%の学校が教職員を対象とした、いじめに係る校内研修を実施した。 [高校教育課] - 県立特別支援学校26校の内6校は、スクールカウンセラー等の外部専門家を講師とした、いじめに関する校内研修を実施し、各校の実態に応じて教職員の資質能力向上を図った。 [特別支援教育課]
総合教育センター による研修 (再掲)	研修センター研修 事業予算の一部	「初任者研修」「中堅教諭等資質向上研修」等、教員の経験年数に応じた研修、「新任校長」「新任教頭」等、職能に応じた研修の中で、いじめに関する研修を実施するとともに、「いじめ対応研修会」にて専門的な研修を実施し児童生徒に接する教員個々の資質能力の向上を図った。 [総合教育センター]

⑥ インターネットを通じて行われるいじめ防止の啓発

- ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して実施した。
 - みやぎ高校生マナーアップ運動を全県で展開するとともに、マナーアップ・フォーラムのワークショップ等において、生徒同士が多様性について考える場を設定し、多様性を認め合う学校づくりのための啓発活動に努めた。(R5年10月)
- R5：スマホの利用マナーキャッチフレーズ「ちょっと待て 消せない消えない その投稿」
- 特別支援学校では、各校において児童生徒の実態に応じた情報モラル教育を行っている。

(単位：千円)

関係事業名	当初予算額 [決算額]	実施概要 [担当課]
ネット被害未然防止対策事業(再掲)	※1「高等学校生徒支援体制充実事業」の一部	ネットパトロール 児童生徒によるインターネット上のコミュニティサイトの利用を通じてのトラブルやネットいじめなどを未然に防止するため、問題投稿を確認した場合は、リスクレベルに応じて学校への情報提供や警察と連携した対応により、事態の重大化を防いでいる。 ・仙台市を除く小・中・高・特・私の487校対象 ・監視サイト数：570,600 緊急対応：0件 ・問題投稿数：501件（要削除：0件） ・みやぎポリス・ドコモネット教室・KDDI スマホ・ケータイ教室の開催 ・平成30年度より県警察本部生活安全部少年課が主管となり、ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して各校にて実施した。 R4実績：県立高校76校(97.4%)で開催 [高校教育課]
ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して実施(再掲)	—	みやぎポリス・ドコモネット教室、みやぎポリス・KDDI スマホ・ケータイ教室の開催 ・平成30年度より県警察本部生活安全部少年課が主管となり、ネットモラル等に係る講座を、警察や携帯電話会社等と連携して各校にて実施した。 R4実績：県立高校76校(97.4%)で開催 [高校教育課]

⑦ いじめに対する措置

・宮城県いじめ問題対策連絡協議会 学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、県及び県教育委員会は、「宮城県いじめ問題対策連絡協議会」を設置している。令和5年度は、1回目を11月に開催し、2回目を2月に書面開催した。

⑧ 重大事態への対処

・宮城県いじめ防止対策調査委員会 基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保した附属機関を設置し、令和5年7月及び12月に「いじめ防止対策調査委員会」を開催し、いじめ重大事態の調査検証を行った。 ・「いじめ事案（重大事態及び重大事態が疑われる事案）への対応マニュアル」の作成 いじめ事案（重大事態及び重大事態が疑われる事案）が発生した際に、学校としての組織的な対応や円滑な対応がとれるよう「いじめ事案（重大事態及び重大事態が疑われる事案）」の作成
--

案)への対応ガイドライン」(H28)の内容を見直し、「いじめ事案(重大事態及び重大事態が疑われる事案)への対応マニュアル」を作成した。

⑨ 学校評価・職員評価への助言

- ・学校評価を活用したカリキュラムマネジメント支援

全ての県立高校を対象として、学校評議会等開催に係る支援を行った。

- ・生徒・保護者共通アンケート

高等学校においては、通信制を除く全ての学校において、自己評価資料としての生徒・保護者アンケートに「いじめの早期発見に取り組んでいる」という項目を設定し調査している。令和5年度の調査結果として、肯定的な回答をした生徒は全体の82.3%で、前年度比で2.7ポイント増加した。肯定的な回答をした保護者は全体の75.3%で、前年度比で3.4ポイント増加した。

- ・学校評価実施状況調査

県立高校77校(全・定・通別)に対して調査を実施し、学校評価実施状況を確認した。

※令和5年度調査結果 自己評価 実施100%、公表100%、報告100%

学校関係者評価 実施100%、公表81.8%、報告100%

- ・学校評価等研修会

学校評価における自己評価、学校関係者評価等の取組について理解を深めるとともに、より実効的な学校評価の方法について研修を行い、今後の学校改善に役立てる。特に、教員の働き方改革の視点を踏まえながら、学校評価を魅力ある学校づくりに生かす効果的な方法について理解を深めることを目的とし、オンデマンドで開催した。令和5年度は文部科学省総合教育政策局CSマイスター(コミュニティ・スクール推進員)布川元氏から「魅力ある学校づくりにいかす学校評価の在り方について」と題して講演いただいた。(78校85人参加)

⑩ 学校運営改善の支援

- ・令和3年度から「地域とともに作る魅力ある県立高等学校支援事業」として、応募のあった学校から指定校を選び、地域と学校が連携した体験的・実践的な学びによる魅力ある学校づくりを支援した。
- ・県立学校において、地域とともにある学校づくりを展開するに当たり、全県立学校で「学校評議員」制度を導入するとともに、学校の必要に応じて「地域と連携した会議(地域パートナーシップ会議等)」を設置し、地域等の意見を聴き、学校運営に反映させてきた。近年、学校と地域の連携・協働の重要性が高まっており、地域が学校運営の当事者として学校と対等な立場で参画することが求められていることから、令和5年度には角田高校・大河原産業高校に学校運営協議会を設置した。(計5校、導入率6.8%)

(5) 私立学校に関する施策

① 重大事態への対処

いじめ重大事態に関し、法の規定に則り、学校法人または私立学校に対し、必要な助言又は指導を行う。

令和5年5月の宮城県私立中学校高等学校連合会校長部会において、各私立学校の校長等に対し、いじめ重大事態が発生した場合の対応や報告手順などについて指導を行った。

② 体制整備（附属機関による調査を含む）

私学・公益法人課において、いじめ重大事態の調査結果の検証を担当し、必要に応じて再調査を行う。

令和5年度に報告のあったいじめ重大事態の調査結果を検証したところ、再調査が必要な事案はなかった。

(6) その他

① 国立・私立学校との連携確保

県教育委員会からの専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の連携を確保する。

・県教育委員会が実施する「いじめ対応研修会」や（独法）教職員支援機構が実施する「いじめ問題理解基幹研修」などの参加について、各私立学校あて周知し、研修機会の提供を行った。

② 高等専門学校との連携確保

県教育委員会からの専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の連携を確保する。

令和5年度は要請がなかった。今後、必要に応じて連携できるように日頃より関係づくりを進めていく。

5 いじめ防止基本方針に基づく実施計画の目標指標における進捗状況

目標指標 1 「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合

指標説明	宮城県教育委員会が公立小中学校及び義務教育学校（仙台市を除く）の小学5年生及び中学2年生を対象に行う「宮城県学習意識等調査」における回答による。
目標値について	学校生活に魅力を感じている児童生徒の割合が高いほど、学校にそれぞれの居場所が確保され、いじめの予防が効果的に維持されていると考えられるので、目標指標を「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合とした。 令和2年度は2か月間臨時休業だったこともあり、初期値を（平成29年度～令和元年度の調査値平均）小学校83.7%、中学校78.4%と算出し、目標値を小学校88.0%、中学校82.0%（令和5年度）と設定した。
進捗状況	「学校に行くのは楽しいと思う」と回答した児童生徒の割合は、小学校で86.9%、中学校では86.2%と、小学校では目標値を下回ったものの、小・中学校ともに前年度より増加した。「魅力ある・行きたくなる学校づくり」の意義や必要性が各学校に浸透し、様々なアプローチによる具体的な取組が推進されたことがうかがえる一方、今後も推進地区等における効果的な取組・手法を広く県内に普及し、各校における児童生徒目線に立った取組のより一層の推進を図る必要がある。（前年度 小学校81.2% 中学校81.7%）

目標指標 2 「子どもたちと遊んだり、話したりするふれあいの時間を作っていた」の設問で、「十分できた」「ある程度できた」と答える学校の割合

指標説明	宮城県教育委員会が公立小中学校及び義務教育学校を対象に行う「宮城県長期欠席状況調査」における回答による。
目標値について	いじめの未然防止には、児童生徒の様々な変化に気づけるように、教職員の日常的な、観察やふれあい、会話が重要であることから、「子供たちと遊んだり、話したりするふれあいの時間を作っていた」の設問で、「十分できた」「ある程度できた」と答えた学校の割合（令和2年度）が小学校92.0%、中学校88.8%であることから、目標値を小学校98.0%、中学校97.8%に設定した。 この指標については、学校調査における教職員の意識調査であるので、児童生徒の意識については、参考データとして、宮城県学習等意識調査における調査結果を基に分析していく。
進捗状況	学校として「十分できた」「ある程度できた」と回答した小学校は94.9%、中学校は93.7%であり、どちらも目標値には達しなかったものの、前年度よりは増加した。今後も休み時間や学校行事等、様々な学校生活の場面で児童生徒の様子をきめ細かに見取り、支えていく体制の充実を図る必要がある。また、寄り添った関わり方や関わり方の質等について見直し、良好な関係の構築及び児童生徒理解につなげるようにする。（前年度 小学校94.7% 中学校92.4%）

目標指標 3 特別活動における「いじめの未然防止等に係る取組」の実施状況の割合

指標説明	宮城県教育委員会が県立高等学校を対象に行う「生徒指導諸調査」における回答による。
目標値について	集団活動を通して様々な人間関係を学ぶ特別活動において、自己と他者の価値観の違いを理解し、間違いや失敗を支え助け合うことや、自他を尊重する態度を養うことがいじめの未然防止につながると考える。調査を開始した平成28年度からの実施率が、H28：58.8%、H29：62.8%、H30：69.2%、R1：71.4%であるため、その実施割合の段階的な向上を目標値として定め、R2:74.0%、R3:77.0%、R4：80.0%、R5：80.0%とした。
進捗状況	令和4年度（令和5年度調査による令和4年度の実施状況）の実績値は73.1%で前年度の実績値71.8%を上回ったものの、目標値である80.0%を下回った。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、特別活動の年間計画変更を余儀なくされたためであると考えられる。引き続き、生徒指導主事連絡協議会及び生徒指導主事研修会において、特別活動の充実について促すとともに、高校生マナーアップフォーラムをきっかけとして、各学校における「いじめの未然防止等」についての話し合い活動につなげるなど、いじめの未然防止に向けた取組を推進していく。

目標指標 4 「学校は、いじめ未然防止及び早期発見、早期対応に努め、安心して生活できる教育環境づくりに取り組んでいる。」と答える保護者の割合

指標説明	各学校が児童生徒の保護者を対象に行う学校評価に関する保護者アンケートにおける回答による。
目標値について	特別支援学校では自分の意思を言葉や態度で表現することやコミュニケーションに困難さを抱えている児童生徒が多数在籍しているため、保護者を対象として実施している学校評価におけるいじめに関する項目を指標とする。いじめの未然防止等に関する設問や児童生徒が「学校に楽しく通っている」「安心して学校生活を送っている」等の設問における肯定的な回答の割合が高いほど、いじめの未然防止等が図られ、安心して学校生活を送っていると考えられる。各学校におけるこれらの設問の肯定的な回答の平均が、令和2年度は88.7%、令和3年度は84.1%と算出された。令和2年度は新型コロナによる休校のため、いじめの認知件数等も減少したことから参考値と考え、令和3年度をベースに目標値を85.0%（令和5年度）と設定して、段階的な向上を目指す。
進捗状況	各学校が、学校評価質問項目に目標指標4を設定して学校評価を実施し、「よく取り組んでいる」「取り組んでいる」と答えた保護者の割合は91.0%となり、目標値に達したものの、各学校の個別数値は59%から100%までの開きがある状況であり、各校の取組を横展開するなどの工夫をしながら、引き続きいじめの未然防止等を図り、児童生徒が安心して生活できる環境づくりを推進していくようにする。

【事案1】

1 事故の概要等

(1) 発生年月日

令和6年5月11日(土)午前9時11分頃

(2) 発生場所

小牛田農林高等学校敷地内
(遠田郡美里町牛飼字伊勢堂裏30番地)

(3) 事故の概要

小牛田農林高等学校敷地内グラウンドにおいて、職員が除草作業を行っていたところ、乗用草刈機により巻き上げられた石が、敷地内に駐車中の車両に当たり、当該車両のリアガラスと車両後部を損傷させたもの。

2 和解の内容等(専決処分内容)

(1) 和解の相手方

イ 住 所
ロ 氏 名

※個人情報が含まれるため、表示
していません

(2) 和解の内容

イ 内 容	示談
ロ 示談年月日	令和6年8月14日
ハ 損害賠償額	555,258円
ニ 和解の内容	県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

3 知事専決処分年月日

令和6年8月6日

【事案2】

1 事故の概要等

(1) 発生年月日

令和6年5月18日(土)午前11時30分頃

(2) 発生場所

石巻市大手町2番8号

(3) 事故の概要

石巻高等学校敷地内グラウンドにおいて、野球部が部活動で打撃練習を行っていたところ、打球がネットフェンスの破損箇所を通り抜けてグラウンド東側の民家のガラス窓に直撃し、破損させたもの。

2 和解の内容等(専決処分内容)

(1) 和解の相手方

イ 住 所
ロ 氏 名

※個人情報が含まれるため、表示
していません

(2) 和解の内容

イ 内 容	示談
ロ 示談年月日	令和6年8月9日
ハ 損害賠償額	16,500円
ニ 和解の内容	県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

3 知事専決処分年月日

令和6年8月6日

【事案3】

1 事故の概要等

(1) 発生年月日

令和6年5月21日(火)午前9時15分頃

(2) 発生場所

古川黎明高等学校敷地内

(大崎市古川諏訪一丁目4番26号)

(3) 事故の概要

古川黎明高等学校敷地内グラウンドにおいて、体育の授業でソフトボールの試合を行っていたところ、打球が防球ネットを越えて職員駐車場に駐車中の車両に当たり、当該車両の屋根部分を損傷させたもの。

2 和解の内容等(専決処分内容)

(1) 和解の相手方

イ 住 所
ロ 氏 名

※個人情報が含まれるため、表示
しておりません

(2) 和解の内容

イ 内 容 示談

ロ 示談年月日 令和6年8月9日

ハ 損害賠償額 121,000円

ニ 和解の内容 県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

3 知事専決処分年月日

令和6年8月6日

1 事故の概要等

(1) 発生年月日

令和2年1月30日(木)午前9時3分頃

(2) 発生場所

遠田郡美里町牛飼字清水江付近交差点

(3) 事故の概要

小牛田農林高等学校職員が公用車を運転中、4方向一時停止の町道交差点で一時停止し交差点に進入したところ、右から走行してきた軽自動車が一時停止せずに交差点に進入し、公用車に衝突したものの。

2 和解の内容等(専決処分内容)

(1) 和解の相手方

- イ 運転者 住所
氏名
- ロ 所有者 住所
氏名

※個人情報が含まれるため、表示
しておりません

(2) 和解の内容

- イ 内 容 示談
- ロ 示談年月日 令和6年8月13日
- ハ 損害賠償額 138,000円
- ニ 和解の内容 相手方運転者は県に上記損害賠償額を支払う
こととし、県はその余の請求を放棄する。

3 知事専決処分年月日

令和6年8月6日